

垂井町公共施設等総合管理計画（案）

平成 29 年 3 月

垂 井 町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景	1
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 垂井町の現況	3
1. 現況	3
(1) 公共施設等の現況	3
(2) インフラ施設の現況	6
2. 人口の推移と将来の見通し	11
(1) 総人口の推移と将来推計及び将来展望	11
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来展望	12
3. 財政状況の推移と将来の見通し	14
(1) 歳入	14
(2) 歳出	15
(3) 更新費用の試算	15
4. 課題の整理	24
(1) 人口減少・少子高齢化への対応	24
(2) 整備費用の確保	24
(3) 公共施設等の老朽化対策	24
(4) 行政サービスの維持	24
第3章 基本方針	25
1. 公共施設等の管理に関する基本方針	25
(1) 公共施設等保有量の適正化	25
(2) 長寿命化と安全確保	25
(3) 維持管理・運営の効率化	25
(4) 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編	26
2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略	27
(1) 公共施設ファシリティマネジメント	27
(2) 垂井町における公共施設の特徴	28
3. 公共施設等保有量の適正化	29
(1) 新規建設の制限	29
(2) 統廃合と転用の推進	29
4. 長寿命化と安全確保	31
(1) 点検・診断等の実施	32
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施	33
(3) 長寿命化の実施	34
(4) 耐震化の実施	35
(5) 安全確保の実施	36
5. 維持管理・運営の効率化	37
(1) 民間との連携	37

(2) 庁内の横断的協力	37
6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編	39
(1) 庁舎移転に関する経緯と今後の事業計画	39
(2) 庁舎移転と連動した公共施設等の再編	39
7. 公共施設等総合管理計画の実施体制.....	40
8. フォローアップ	40
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
1. 公共建築物の更新費用の縮減.....	42
2. 更新費用縮減のための取組	43
3. 施設類型ごとの取組方針	45
資料編	60
1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）	61
2. 公共施設等一覧表.....	64
3. 用語解説	73

第 1 章 計画の基本的事項

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

現在、日本全国で公共建築物及びインフラを含めた公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。

戦後の人口増加と経済発展に伴い公共施設等は整備されてきましたが、近い将来に多くの公共施設等が更新時期を迎えて財政を圧迫することが懸念されています。また、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因となった事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成 26 年 4 月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

公共施設等総合管理計画は、本町が保有するすべての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示します。その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

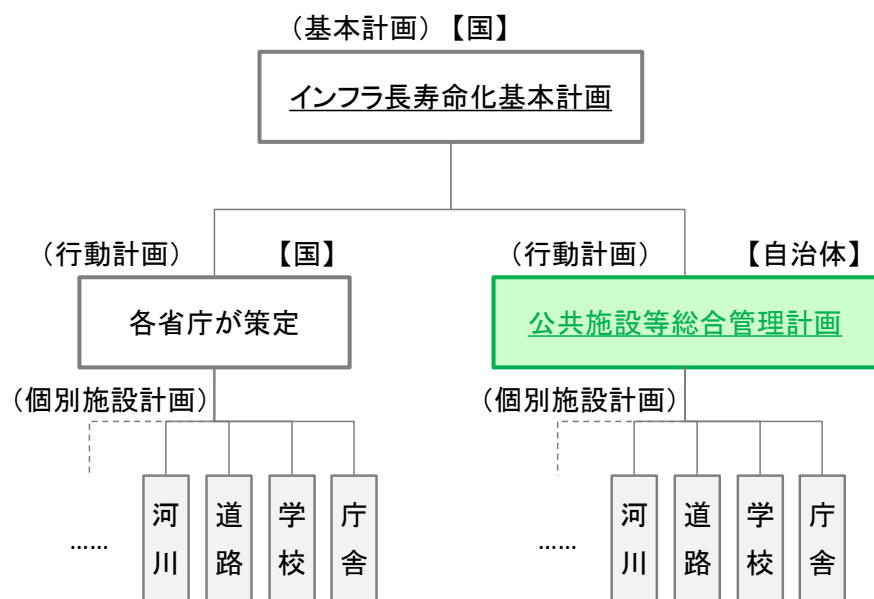


図 2-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

3. 計画期間

中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とします。

公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜、本計画に反映するものとします。

第 2 章 垂井町の現況

1. 現況

(1) 公共施設等の現況

本町が所有する公共建築物（ハコモノ施設）は、上水道施設・下水道施設などのインフラ関連建築物を含めて 164 施設あり、延床面積は 130,296 m²です。

これらの公共建築物について、施設の用途に応じて大分類・中分類に区分して整理し、用途分類ごとの施設数、棟数、延床面積を集計したものを表 1-1 に示します。この用途分類は、総務省が更新費用試算ソフトで用いている分類をもとに作成しています。

用途分類別に見ると（表 1-1 参照）、学校教育系施設の 1 校あたりの規模が大きく、小中学校合わせて 9 校の学校と学校給食センターの延床面積の合計は 51,638 m²であり、公共建築物全体の約 4 割を占めています。

次に公営住宅（12.4%）、町民文化系施設（11.7%）、子育て支援施設（9.2%）となり、これらで垂井町の施設の 3/4 を占めています（図 1-1 参照）。

建築年度別に公共建築物を見てみると、建築基準法の耐震基準が改正された、昭和 56 年度以前に建てられた建築物が全体の延床面積の約半数を占めています（図 1-2 参照）。

表 1-1 公共建築物総括表

用途分類		施設名称	施設数	延床面積		構成比	
大分類	中分類						
1 行政系施設	①庁舎等	役場	1 施設	4,178 ㎡	4,737 ㎡	3.2%	3.6%
	②消防施設	消防車庫、器具庫	25 施設	559 ㎡		0.4%	
2 産業系施設	①産業系施設	農林畜産物販売所 半兵衛の里	1 施設	87 ㎡	87 ㎡	0.1%	0.1%
3 保健・福祉施設	①障害福祉施設	けやきの家 いずみの園	2 施設	995 ㎡	5,208 ㎡	0.8%	4.0%
	②保健施設	保健センター	1 施設	909 ㎡		0.7%	
	③その他社会保険施設	福祉会館	1 施設	597 ㎡		0.5%	
	④高齢福祉施設	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の屋	5 施設	2,707 ㎡		2.1%	
4 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド	4 施設	4,491 ㎡	4,491 ㎡	3.4%	3.4%
5 社会教育系施設	①博物館	菁莪記念館	1 施設	119 ㎡	2,571 ㎡	0.1%	2.0%
	②図書館	タルピアセンター	1 施設	2,452 ㎡		1.9%	
6 学校教育系施設	①学校	小学校 中学校	9 施設	50,568 ㎡	51,638 ㎡	38.8%	39.6%
	②その他教育施設	学校給食センター	1 施設	1,070 ㎡		0.8%	
7 子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	こども園 保育園 幼稚園	13 施設	11,231 ㎡	11,925 ㎡	8.6%	9.2%
	②幼児・児童施設	留守家庭児童教室	2 施設	694 ㎡		0.5%	
8 町民文化系施設	①集会施設	公民館 まちづくりセンター コミュニティセンター 転作研修所 集会所	43 施設	11,469 ㎡	15,305 ㎡	8.8%	11.7%
	②文化施設	文化会館	1 施設	3,836 ㎡		2.9%	
9 公営住宅	①公営住宅	町営住宅	8 施設	16,094 ㎡	16,094 ㎡	12.4%	12.4%
10 公園	①公園（便所等）	公園便所等	8 施設	106 ㎡	106 ㎡	0.1%	0.1%
11 上水道施設	①上水道施設	増圧ポンプ場、水源地	4 施設	1,349 ㎡	2,267 ㎡	1.0%	1.7%
	②簡易水道施設	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地	4 施設	918 ㎡		0.7%	
12 下水道施設	①下水道施設	浄化センター 農業集落排水処理施設	3 施設	6,636 ㎡	6,636 ㎡	5.1%	5.1%
13 供給処理施設	①供給処理施設	グリーンセンター エコドーム	2 施設	5,254 ㎡	5,254 ㎡	4.0%	4.0%
14 その他	①その他	防災倉庫 斎場 水防倉庫、蜂焼倉庫 除雪車庫、駅周辺施設	24 施設	3,977 ㎡	3,977 ㎡	3.1%	3.1%
合計			164 施設	130,296 ㎡		100%	

※延床面積と構成比は、小数点以下の端数処理により、合計値と合わない場合があります。

※平成 27 年度時点の固定資産台帳の建物情報を集計したものです。

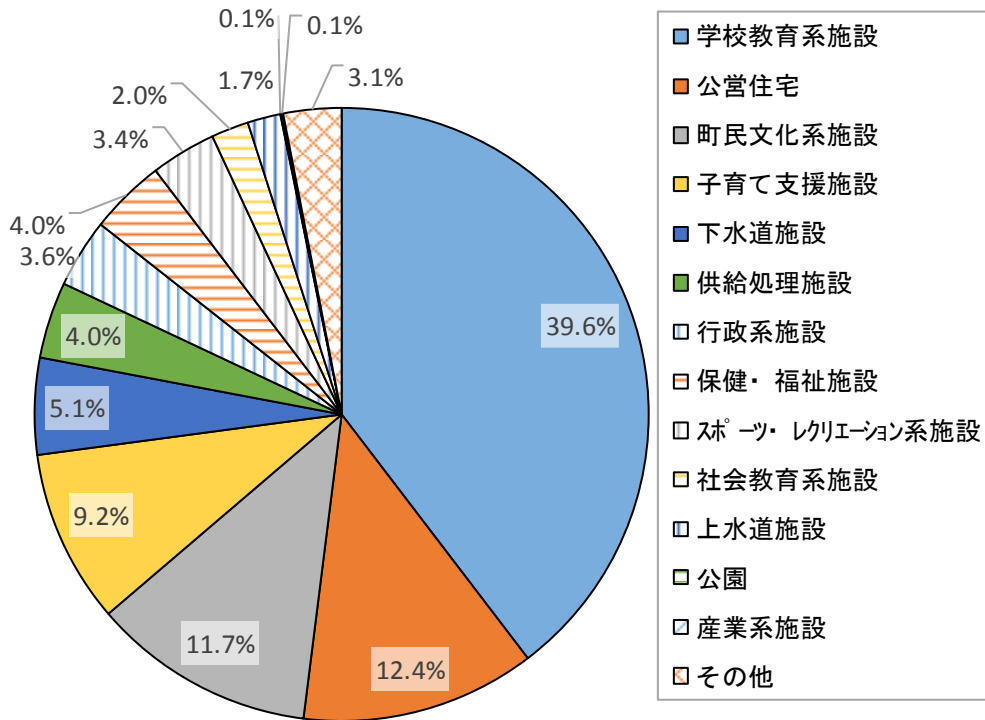


図 1-1 公共建築物用途分類別延床面積比率

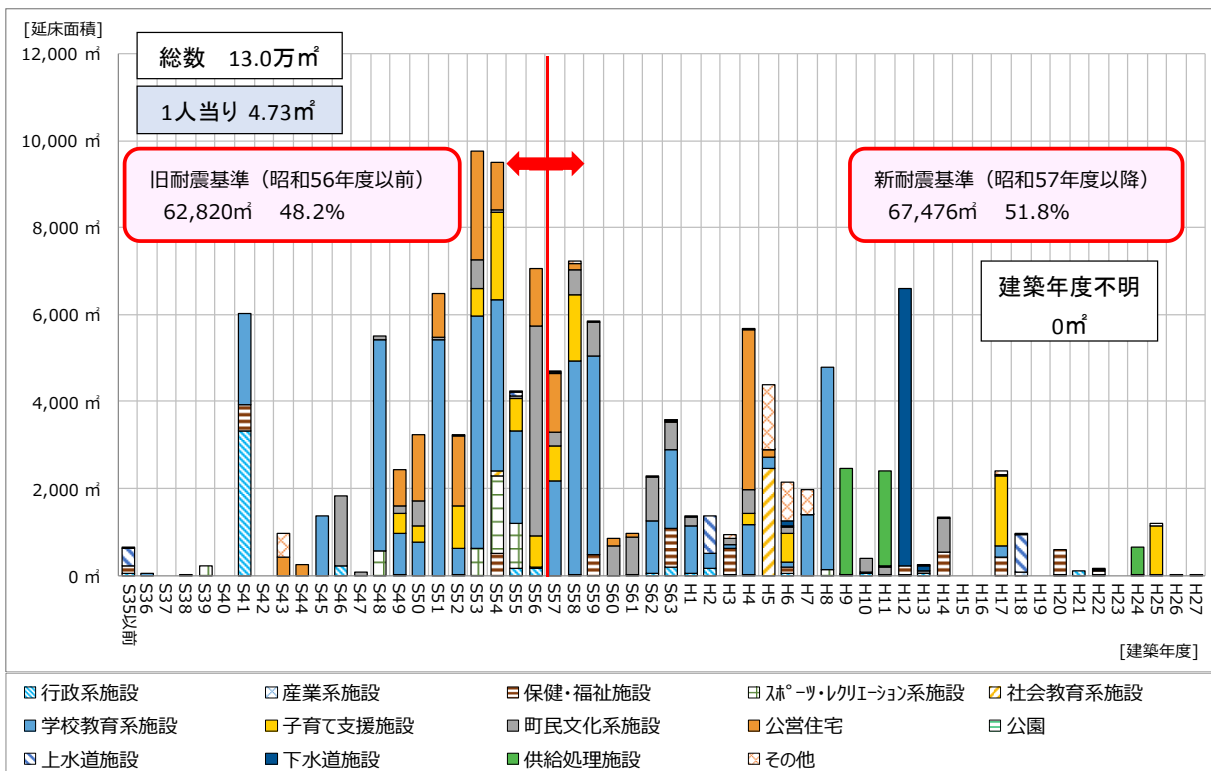


図 1-2 公共建築物建築年度別延床面積

(2) インフラ施設の現況

本町が所有するインフラ施設の総量は、表 1-2 で示すとおりです。

表 1-2 インフラ施設総括表

施設種別		総量	
道路	町道	総延長	251,727 m
		面積	1,492,947 m ²
	農道	総延長	2,091 m
		面積	11,540 m ²
	林道	総延長	36,598 m
		面積	117,032 m ²
橋梁	全橋	総延長	1,774 m
		面積	11,903 m ²
上水道	管路	総延長	195,801 m
簡易水道	管路	総延長	49,095 m
下水道	管路	総延長	114,315 m

出典：固定資産台帳、上下水道課資料

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

(ア) 道路

本町が管理する道路は、総延長が 290,416m、面積が 1,621,519 m²です（表 1-3 参照）。

表 1-3 道路総量内訳

		道路延長		面積	
道路		290,416 m		1,621,519 m ²	
内 訳	町道	251,727 m	86.7%	1,492,947 m ²	92.1%
	農道	2,091 m	0.7%	11,540 m ²	0.7%
	林道	36,598 m	12.6%	117,032 m ²	7.2%

※農道・林道は固定資産台帳、町道の道路延長及び面積は垂井町町勢要覧資料編による。

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

(イ) 橋梁

本町が所有する橋梁は、151 橋あります。総延長が 1,774m、面積が 11,903 m²です。

構造別では、鉄筋コンクリート橋（RC 橋）が 90 橋と最も多いですが、小規模な橋が多いため、RC 橋の橋長は全体の 24.4%、面積は全体の 21.4%となっています。鋼橋は、RC 橋よりも少ない 24 橋ですが、橋長は全体の 48.4%、面積は 52.8%を占めています（表 1-4 参照）。

表 1-4 橋梁総量内訳

橋梁		橋数		橋長		面積	
橋梁		151 橋		1,774 m		11,903 m ²	
内 訳	PC(PRC)橋	37 橋	24.5%	482 m	27.2%	3,072 m ²	25.8%
	RC橋	90 橋	59.6%	432 m	24.4%	2,549 m ²	21.4%
	鋼橋	24 橋	15.9%	859 m	48.4%	6,283 m ²	52.8%

出典：固定資産台帳

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

図 1-3 で建設年度別に見てみると、昭和 40 年代に面積比で半分以上の橋梁を建設しているので、今後橋梁の更新が集中することが予想されます。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁が 8 橋あり、その合計面積は 339 m²です。また、小規模な橋梁を中心に、建設年度不明の橋梁が 40 橋あり、その合計面積は 2,156 m²です。これらの橋梁について、老朽度の調査と安全対策が必要になります。

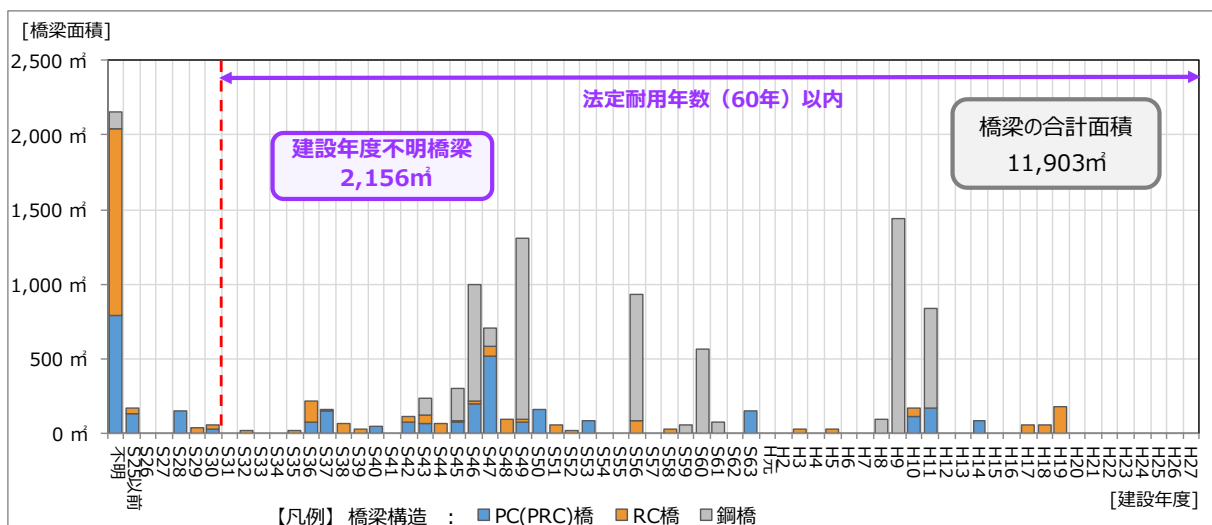


図 1-3 建設年度別橋梁面積

(ウ) 上水道管路

本町が管理する上水道管路の総延長は 195,801mありますが、配水管が 9 割以上を占めています（表 1-5 参照）。

また、図 1-4 で布設年度別に見ると、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である 40 年を経過した管路が 14,886m（全体の 7.6%）あり、布設年度不明の管路が 7,495m（全体の 3.8%）あるため、今後はこれらの管路の更新が必要になります。

表 1-5 上水道管路総量内訳

		管路	
総延長		195,801 m	
内訳	導水管	2,537 m	1.3%
	送水管	9,256 m	4.7%
	配水管	184,008 m	94.0%

出典：上下水道課資料

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長が一致しない場合があります。

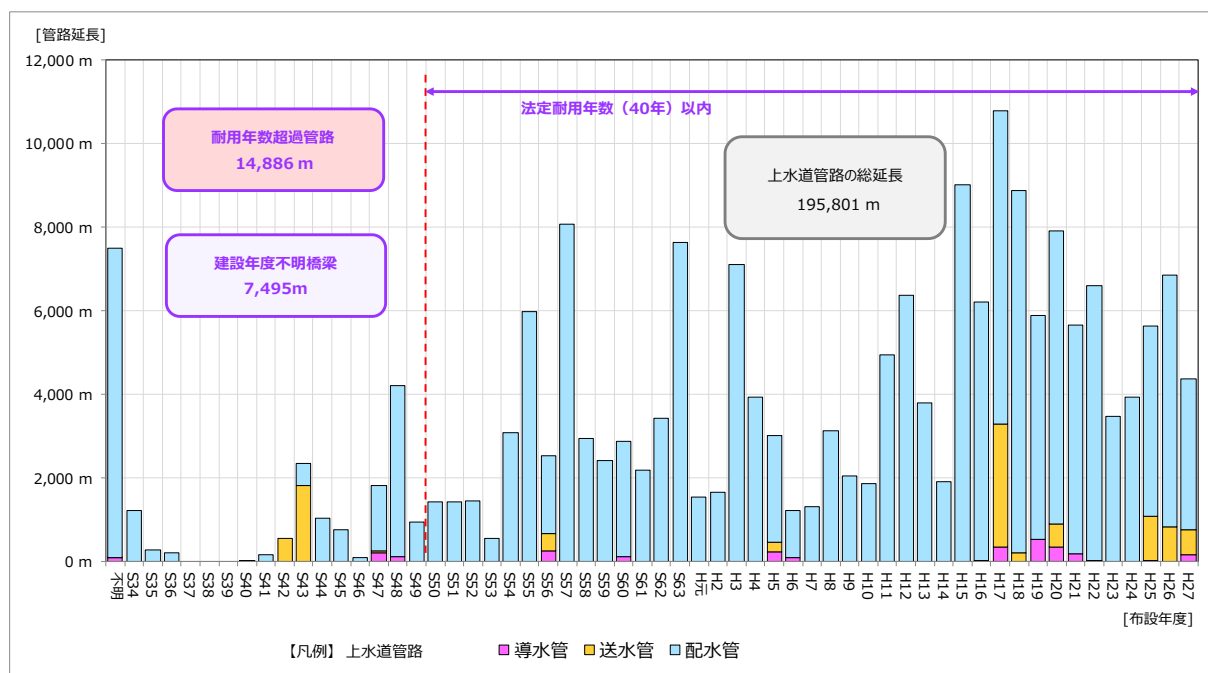


図 1-4 布設年度別上水道管路延長

(エ) 簡易水道管路

本町が管理する簡易水道管路の総延長は、49,095mです。

上水道管路と同じく配水管が9割以上を占めています。(表 1-6 参照)。

また、図 1-5 で布設年度別に見ると、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である40年を経過した管路が85m(全体の0.2%)あり、布設年度不明の管路が597m(全体の1.2%)あります。

表 1-6 簡易水道管路総量内訳

		管路	
総延長		49,095 m	
内訳	導水管	938 m	1.9%
	送水管	1,352 m	2.8%
	配水管	46,806 m	95.3%

出典：上下水道課資料

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長が一致しない場合があります。

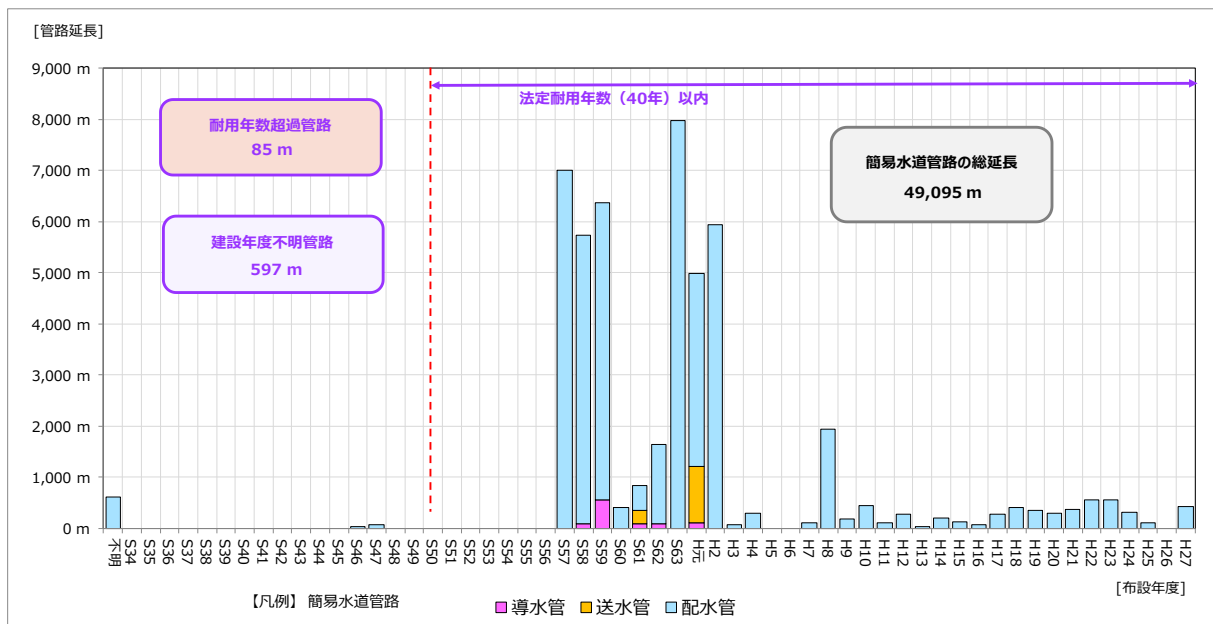


図 1-5 布設年度別簡易水道管路延長

(才) 下水道管路

本町が管理する下水道管路の総延長は、114,315mです。

国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である50年を経過した管路はまだありません（表 1-7、図 1-6 参照）。

表 1-7 下水管総量

	管路
総延長	114,315 m

出典：上下水道課資料

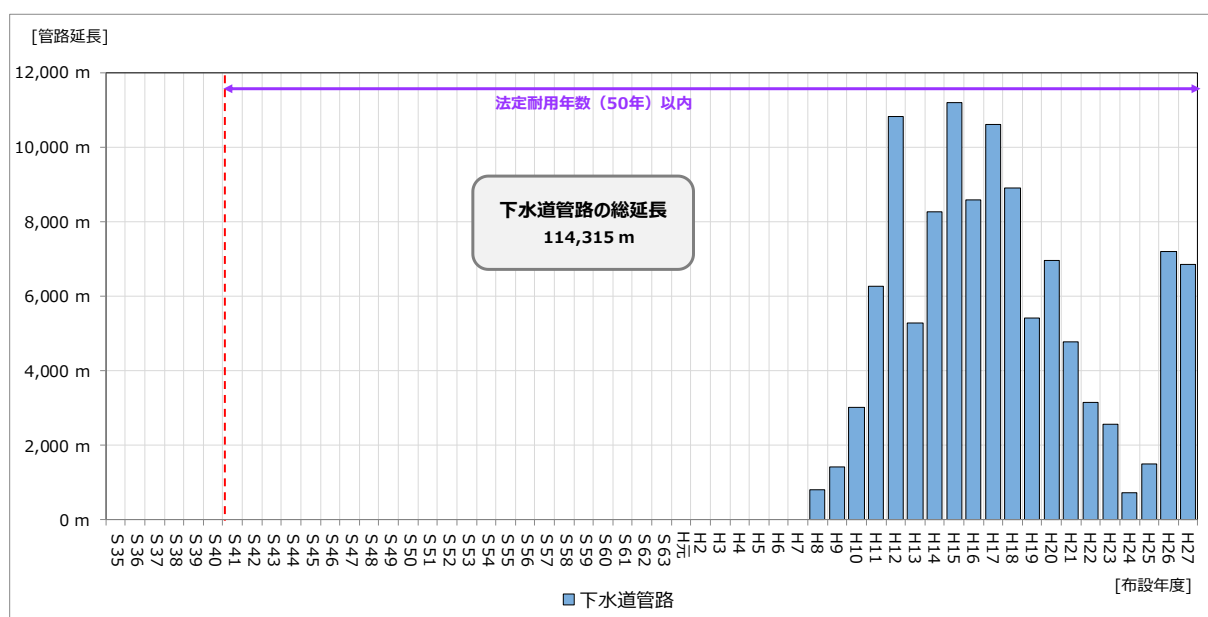


図 1-6 布設年度別下水道管路延長

2. 人口の推移と将来の見通し

(1) 総人口の推移と将来推計及び将来展望

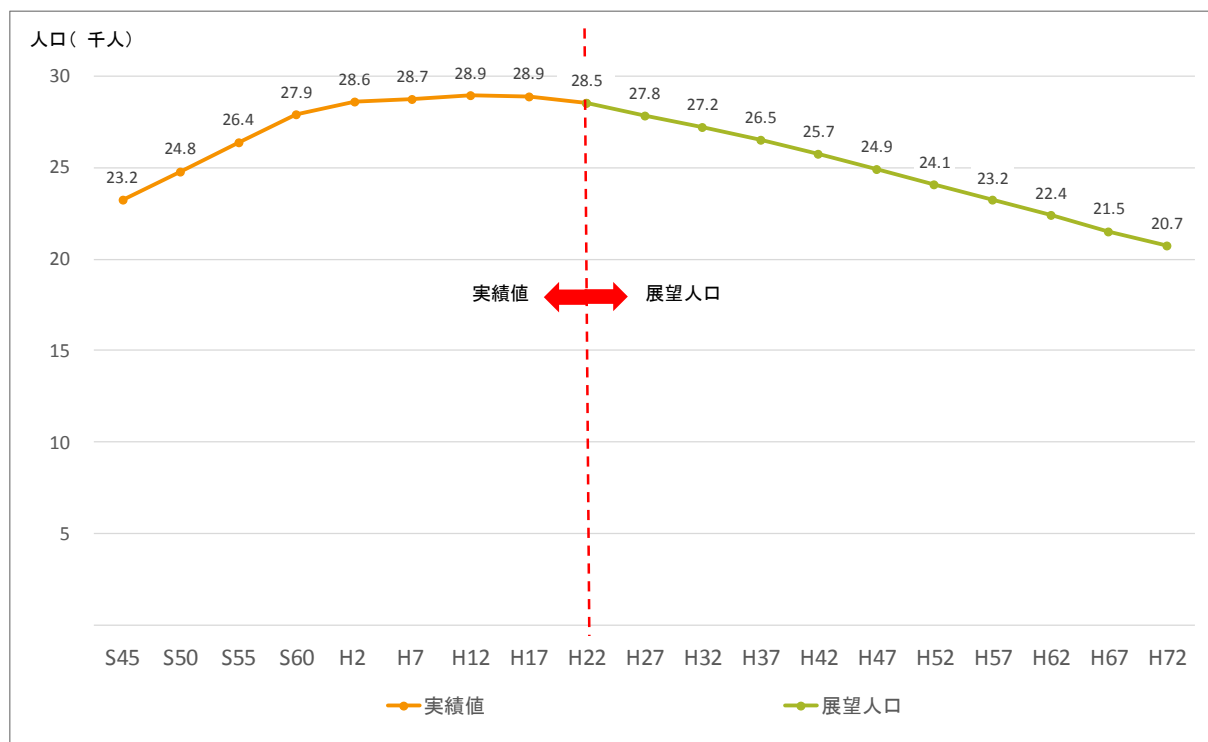
本町の人口の推移と将来推計及び将来展望を、図 2-1 に示します。

昭和 29 年（1954 年）に不破郡垂井町、宮代村、表佐村、府中村、岩手村を廃し、その全部の区域と荒崎村大字綾戸の区域をもって現在の垂井町となり、当時の人口は約 20,000 人でした（垂井町合併経過資料による）。

人口は、町制施行時から一貫して増加しましたが、平成 17 年（2005 年）の国勢調査から人口減少期に入っています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による将来人口推計では、平成 72 年（2060 年）の本町の人口は、ピーク時の平成 12 年（2000 年）と比較して 4 割弱減少し、およそ 17,960 人となると推計されています。

また、平成 27 年度策定の「垂井町人口ビジョン」で提示された平成 72 年（2060 年）の将来展望人口は、ピーク時の平成 12 年と比較して 3 割弱減少し、およそ 20,700 人となると展望されています。



出典：国勢調査 昭和 55 年～平成 22 年

出典：垂井町人口ビジョン 平成 27 年～平成 72 年（展望人口）

図 2-1 人口の推移と将来推計、展望

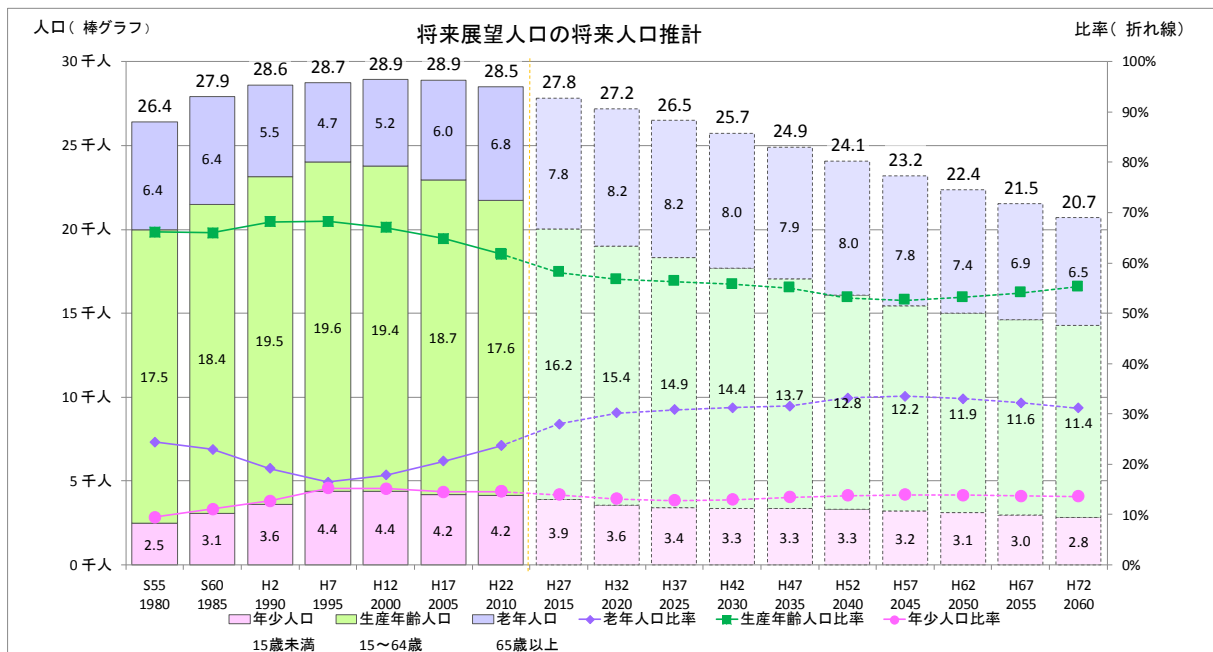
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来展望

平成27年度策定の「垂井町人口ビジョン」で示された、本町の年齢3区分別人口推移及び将来展望人口を図2-2に示します。

昭和55年（1980年）から総人口のピークを迎えた平成12年（2000年）までは、経済と社会の主要な活力となる生産年齢人口が、総人口の2/3程度を占める人口構成になっていました。その後、生産年齢人口が減少し、平成62年（2050年）までにピーク時の6割程度に減少すると展望されています。

また、総人口に対する年少人口の比率は、平成12年（2000年）の15.1%をピークに徐々に減少していくものと展望されています。

一方、平成7年（1995年）に16.5%であった総人口に対する老年人口の比率（高齢化率）は上昇を続け、平成32年（2020年）以降は、30%を超えると展望されています。



※小数点以下の端数処理により、年齢区分別人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

出典：国勢調査 昭和55年～平成22年

出典：垂井町人口ビジョン 平成27年～平成72年（展望人口）

図2-2 年齢3区分別人口の推移と展望人口

公共施設等の主要な利用者は町民であり、町の人口の変化は、公共施設等の需要に大きく影響します。これまでは人口が増加し続けたため、公共施設等への需要も高まり、それに応えるように公共施設等が整備されてきました。垂井町では現在、人口減少期に入っており、将来、年齢構成は少子高齢化が進行すると予測されており、今後は公共施設等に対する需要も変化すると思われます。

また、町民は公共施設等の利用者であると同時に、公共施設等の維持管理に必要な費用を負担する納税者でもあります。公共施設等の総量が変わらないまま人口が減少すると、1人あたりの負担は増大します。

そのため、将来の人口や年齢構成を考慮し、今後は公共施設等のあり方と適切な保有量を検討する必要があります。

3. 財政状況の推移と将来の見通し

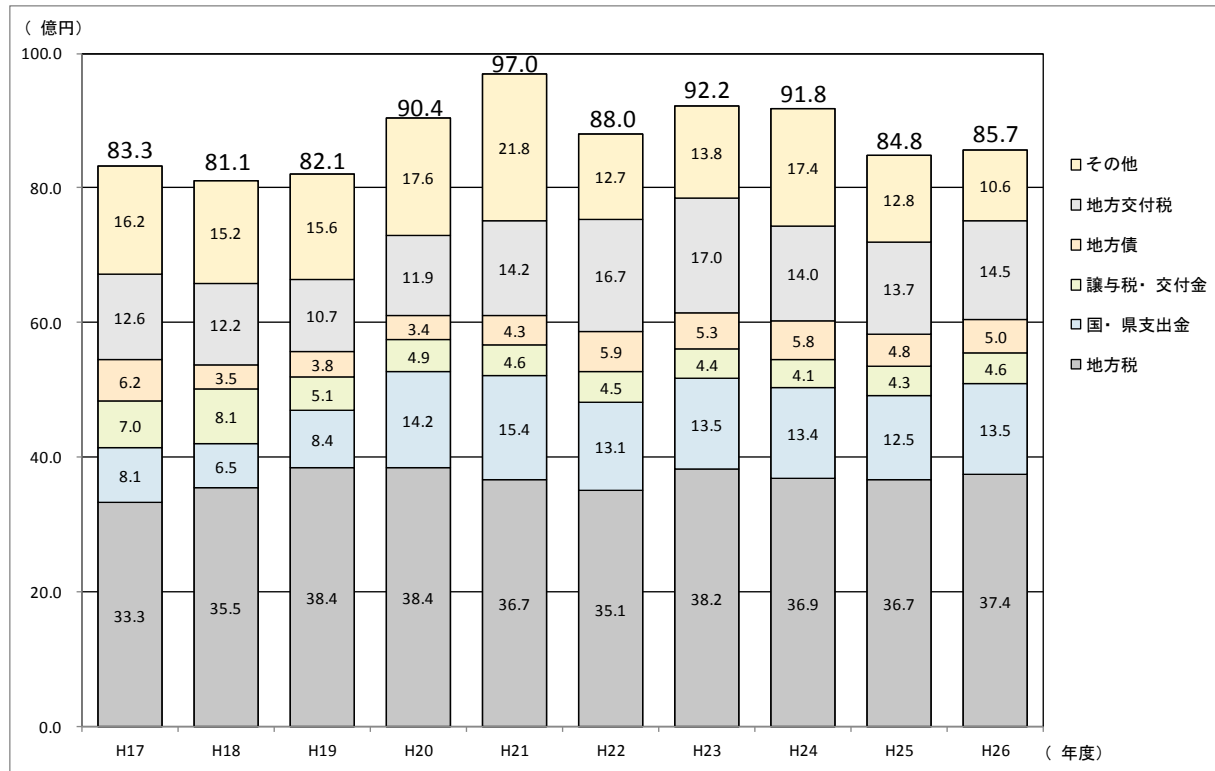
本町の財政状況について、平成 17 年度から平成 26 年度までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

(1) 歳入

本町の歳入の推移を図 3-1 に示します。

本町の歳入は、平成 17 年度から平成 19 年度には約 80 億円でした。その後、平成 20 年度と平成 21 年度では前年度より増加しましたが、全体としては概ね 80～100 億円の間で推移しており、平成 26 年度は 85.7 億円です。

歳入の 4 割程度を地方税が占めていますが、国・県からの支出金は、平成 22 年度以降はほぼ横ばいです。



出典：総務省 平成 17～26 年度 市町村別決算状況調

※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳入総額が一致しない場合があります。

図 3-1 歳入の推移

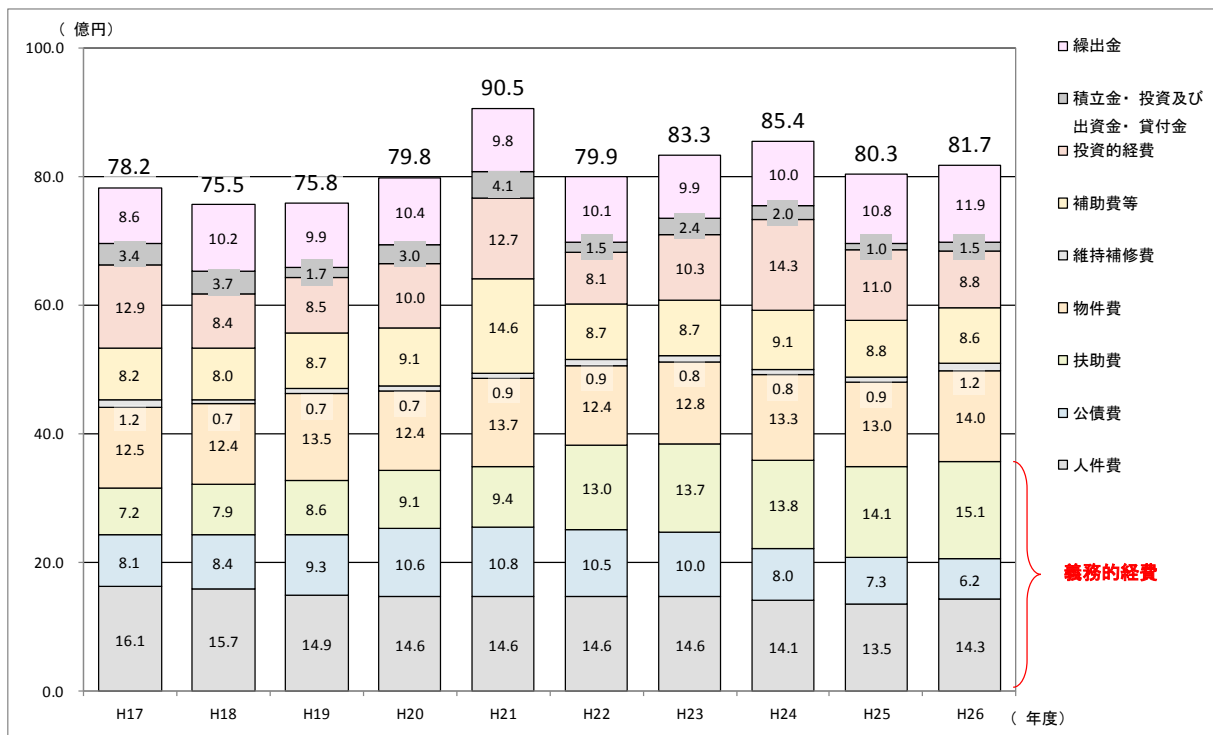
(2) 歳出

本町の歳出の推移を、図 3-2 に示します。

本町の歳出は、歳入と同じく平成 22 年度に前年度比で 1 割程度減少していますが、この 10 年間は概ね 80 億円前後で推移しています。

歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費は、年度ごとに金額の上下があるものの、平均すると 10.5 億円になります。

一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、平成 17 年度の 7.2 億円から年々増加し、平成 26 年度には 15.1 億円と 10 年間で 2.1 倍になっています。



出典：総務省 平成 17～26 年度 市町村別決算状況調

※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳出総額が一致しない場合があります。

図 3-2 歳出の推移

(3) 更新費用の試算

今後、多くの公共施設等で老朽化が進行し、建替えや大規模改修が必要になると予想されます。

建替えや大規模改修にかかる費用（更新費用）と時期を把握し、公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

更新費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの試算方法に準じて行います。公共施設等更新費用試算ソフトは、平成 22 年度に総務省が監修し、一般財団法人自治総合センタ

ーが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成されたものです。

今回の更新費用の試算は、施設個々の老朽具合等の実態に基づいて詳細に行ったものではなく、あくまでも、おおよその更新時期と費用を把握するために、耐用年数を一律で設定し、公共施設更新費用試算ソフトを活用して暫定的に試算したものです。

ア 公共建築物

次の仮定した条件に従い、公共建築物の更新費用を試算します。

- 公共建築物は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後30年で実施します。
- 設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替え期間を3年、大規模改修の修繕期間を2年として、費用を分割します。
- 試算時点で既に建替え又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後10年間で分散して行うものとします。
- 試算時点で建築後51年以上経過しているものは、建替え時期が近いため、大規模改修を行わないものとします。
- 表 3-1 で示すように、用途分類（大分類）ごとに更新単価を設定し、延床面積を乗じて費用を算出します。

表 3-1 公共建築物更新単価

用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
産業系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/m ²	36万円/m ²
社会教育系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
町民文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
公園	17万円/m ²	33万円/m ²
供給処理施設	20万円/m ²	36万円/m ²
その他	20万円/m ²	36万円/m ²

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

対象施設について、今後必要とされる改修・更新費を総務省の費用試算ソフトから算出した結果、平成 28 年から平成 67 年までの 40 年の間、公共施設をこのまますべて保有し続けた場合のコストは総額で 575.5 億円、年平均で 14.4 億円となります。

平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の公共建築物への投資費用は年平均で 7.45 億円であるため、将来はその 2 倍程度の費用が求められることとなります。(図 3-3 参照)

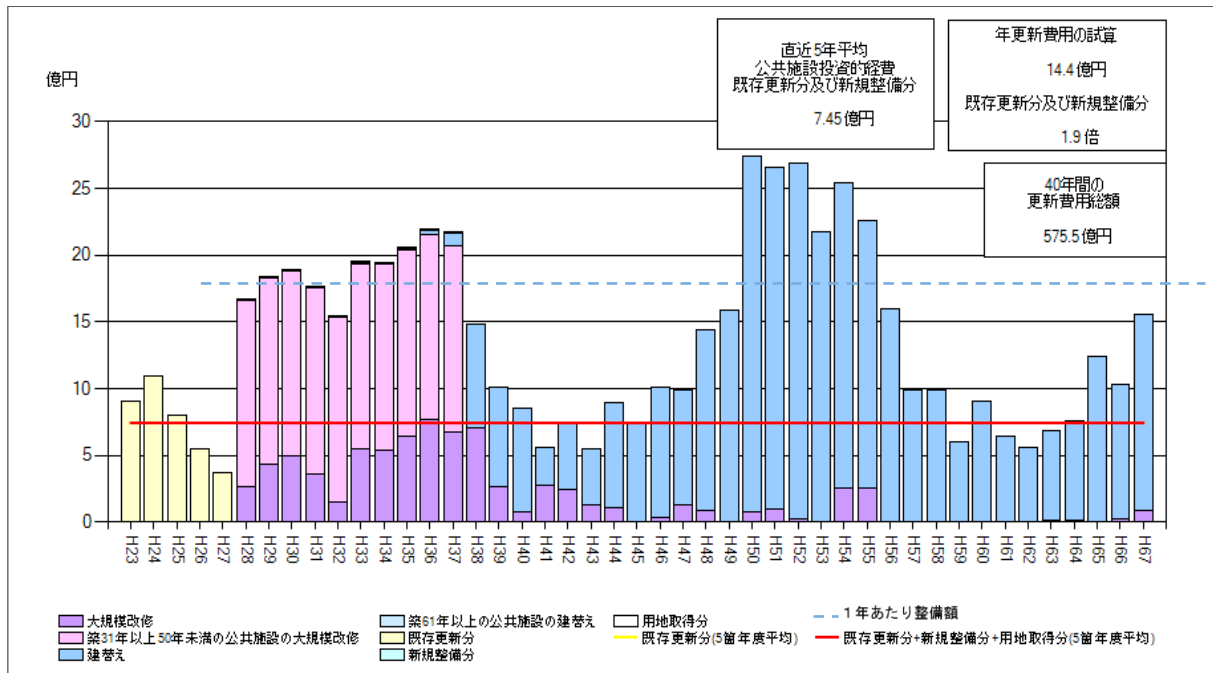


図 3-3 公共建築物更新費用試算

(ア) 道路

次の仮定した条件に従い、道路の更新費用を試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は 15 年と設定します。
- 15 年間で全舗装の打替えを行うものとし、1 年あたり全道路面積の 15 分の 1 ずつ実施します。
- 更新単価は一律 4,700 円/㎡と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、図 3-4 で示すように、今後 40 年間で 203.2 億円、1 年あたり 5.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。

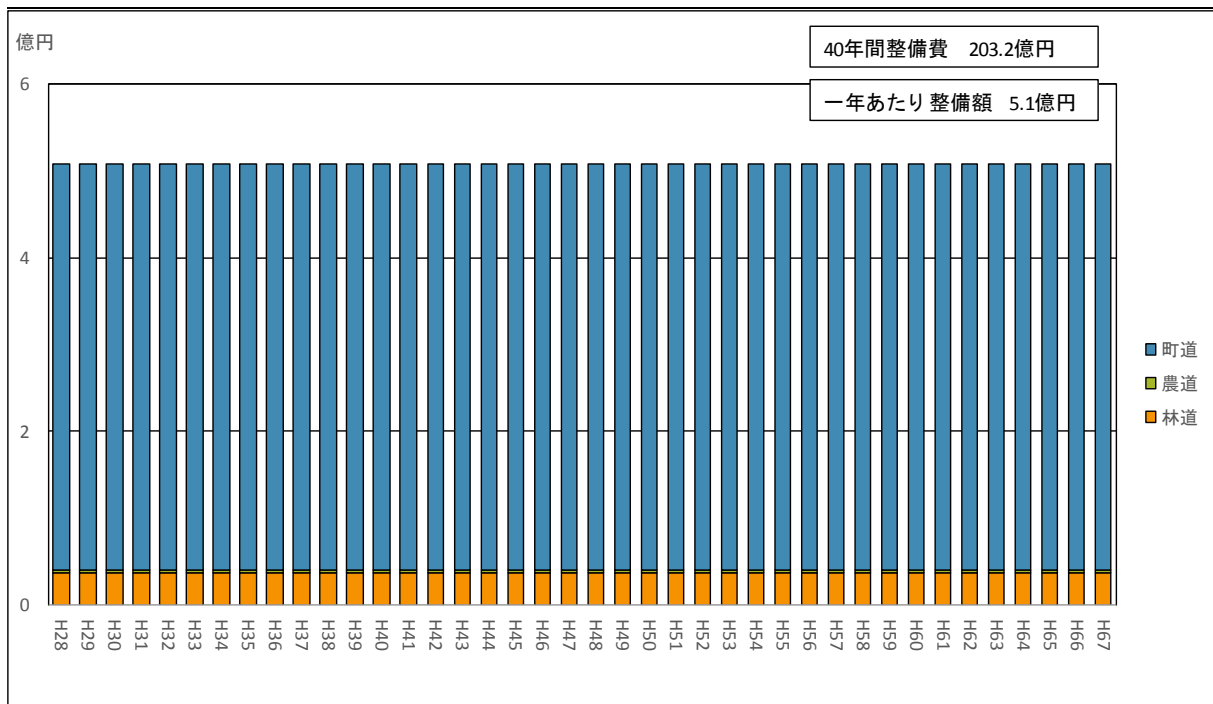


図 3-4 道路更新費用試算

(イ) 橋梁

次の仮定した条件に従い、橋梁の更新費用を試算します。

- 橋梁の耐用年数は60年とし、建設後60年を経た年度に更新します。
- 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がプレストレストコンクリート橋(PC橋)でないものを含め、PC橋として更新します。
- 建設年度が不明な橋梁は、昭和26年度(1951年度)から平成27年度(2015年度)の65年間で均等に建設されたものと仮定し、1年あたり建設年度不明分の橋梁面積を65分の1ずつ更新することとして試算します。
- 更新単価は構造別に設定し(表3-2参照)、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

表 3-2 橋梁更新単価

構造	更新単価
PC橋	425 千円/m ²
RC橋	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²
その他	425 千円/m ²

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

以上のような条件で試算すると、図 3-5 で示すように、今後 40 年間で 37.8 億円、1 年あたり 0.9 億円の更新費用が必要になると予測されます。

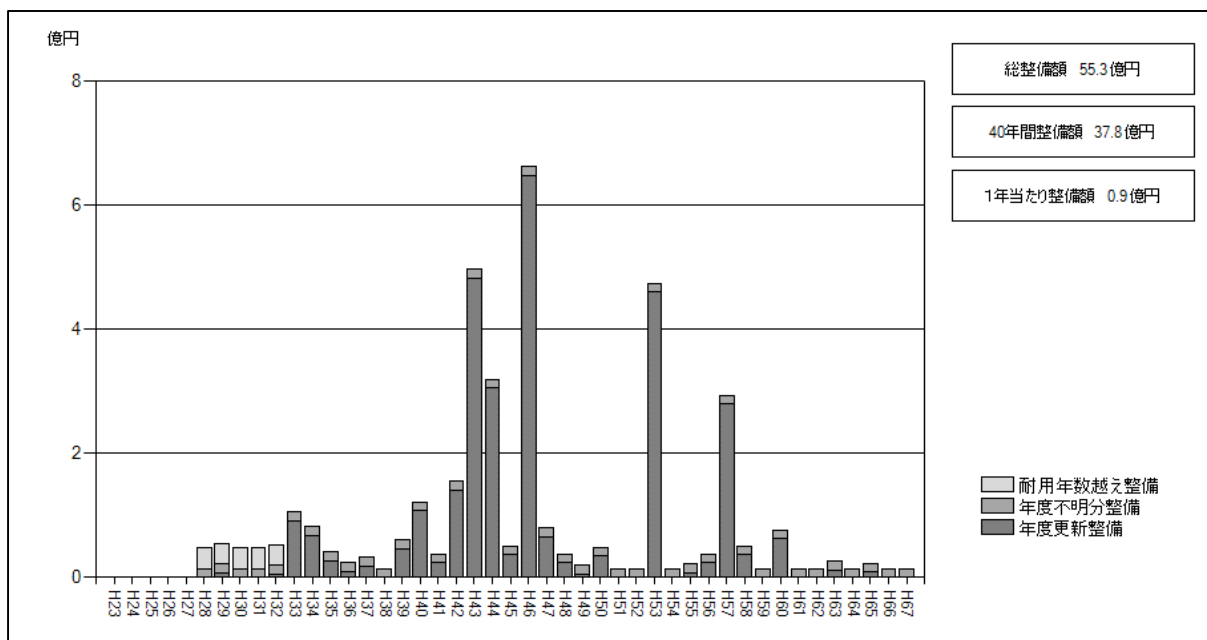


図 3-5 橋梁更新費用試算

(ウ) 上水道・簡易水道

次の仮定した条件に従い、上水道・簡易水道の更新費用を試算します。

- 上水道及び簡易水道の耐用年数は、垂井町の長寿命化計画の方針に基づき、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である 40 年に対し 1.5 倍を掛け合わせた 60 年を採用し、布設後 60 年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を 60 年に設定し、建築後 60 年を経過すると建替えるものとし、また、大規模改修は、建築後 30 年で実施します。
- 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道及び簡易水道は、試算年度に費用が集中しないように、今後 5 年間で分散して行うものとし、
- 更新単価は管径別に設定し（表 3-3 参照）、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

表 3-3 上水道・簡易水道更新単価

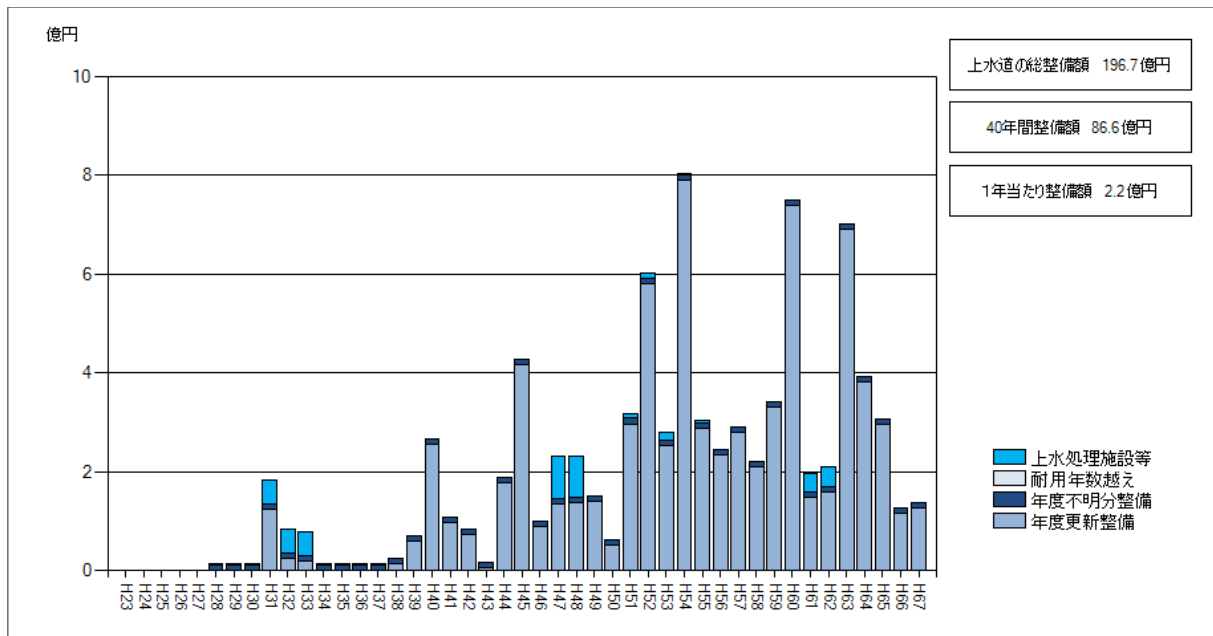
管種	管径	費用単価
導水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
送水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
配水管	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m

管種	管径	費用単価
配水管	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m
	400 mm以下	116 千円/m
	450 mm以下	121 千円/m
	500 mm以下	128 千円/m

施設	大規模改修	建替え
プラント	20 万円/m ²	36 万円/m ²

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

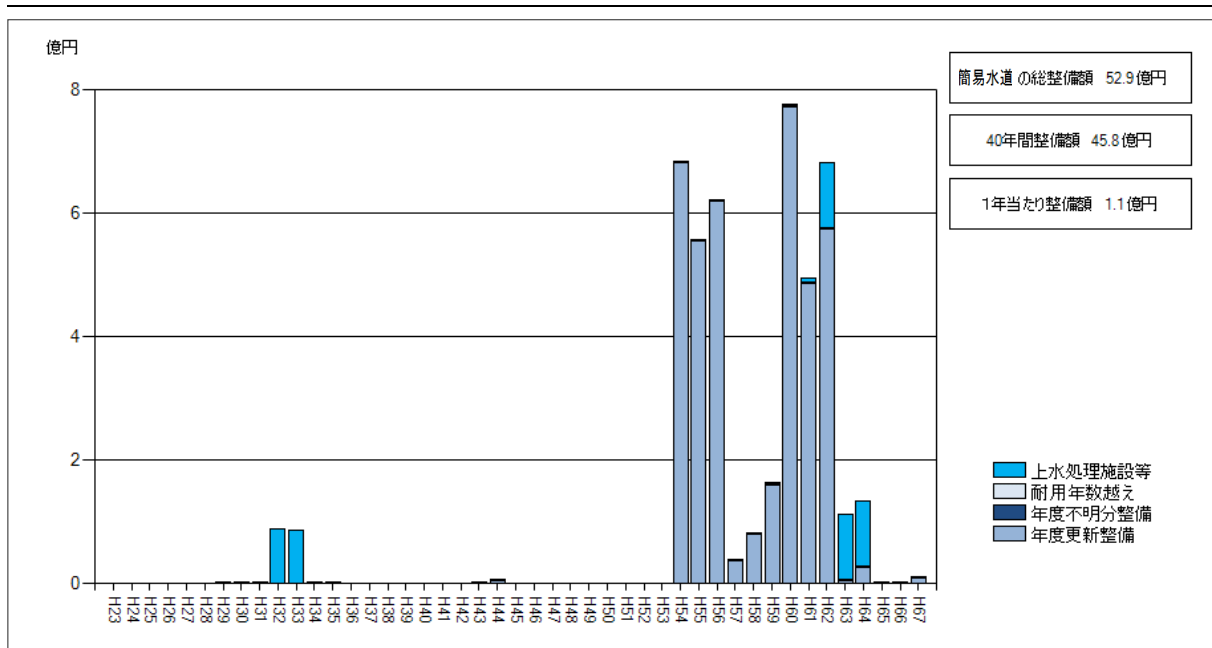
以上の条件で試算すると、上水道は図 3-6 で示すように、今後 40 年間で 86.6 億円、1 年あたり 2.2 億円の更新費用が必要になると予測されます。



※管径不明のものは、最も小さい管径の単価で試算しています。

図 3-6 上水道更新費用試算

簡易水道は図 3-7 で示すように、今後 40 年間で 45.8 億円、1 年あたり 1.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。



※管径不明のものは、最も小さい管径の単価で試算しています。

図 3-7 簡易水道更新費用試算

(エ) 下水道

次の仮定した条件に従い、下水道の更新費用を試算します。

- 下水道の耐用年数は、垂井町の長寿命化計画の方針に基づき、国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である 50 年に対し、1.5 倍を掛け合わせた 75 年を採用し、布設後 75 年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を 60 年に設定し、建築後 60 年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後 30 年で実施します。
- 布設年度が不明な管路は、昭和 26 年度 (1951 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) の 65 年間で均等に布設されたものと仮定し、布設年度不明分の管路延長を 65 分の 1 ずつ毎年更新することとして試算します。
- 更新単価は、管においては一律 124 千円/m、プラントにおいては大規模改修時に 20 万円/m²、建替え時に 36 万円/m²と設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。更新単価は公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定単価を採用しています。

以上の条件で試算すると、図 3-8 で示すように、今後 40 年間で 13.6 億円、1 年あたり 0.3 億円の更新費用が必要になると予測されます。比較的施工年度の新しい下水道は、平成 67 年度以降に更新費用がかかってきます。

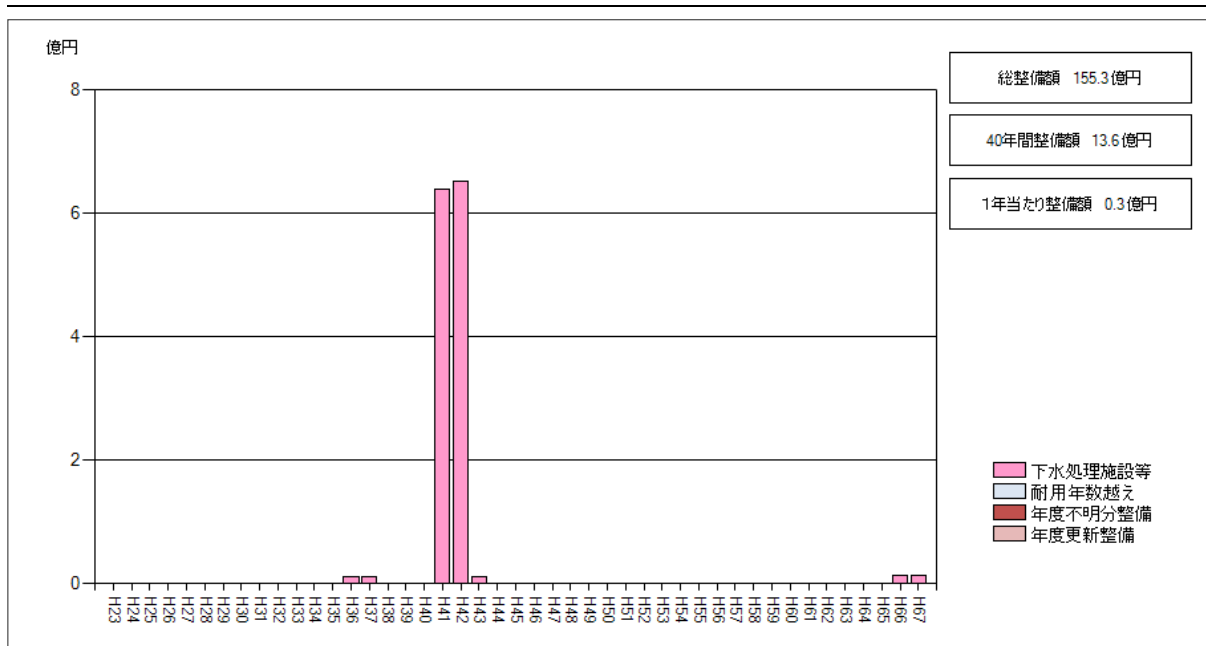
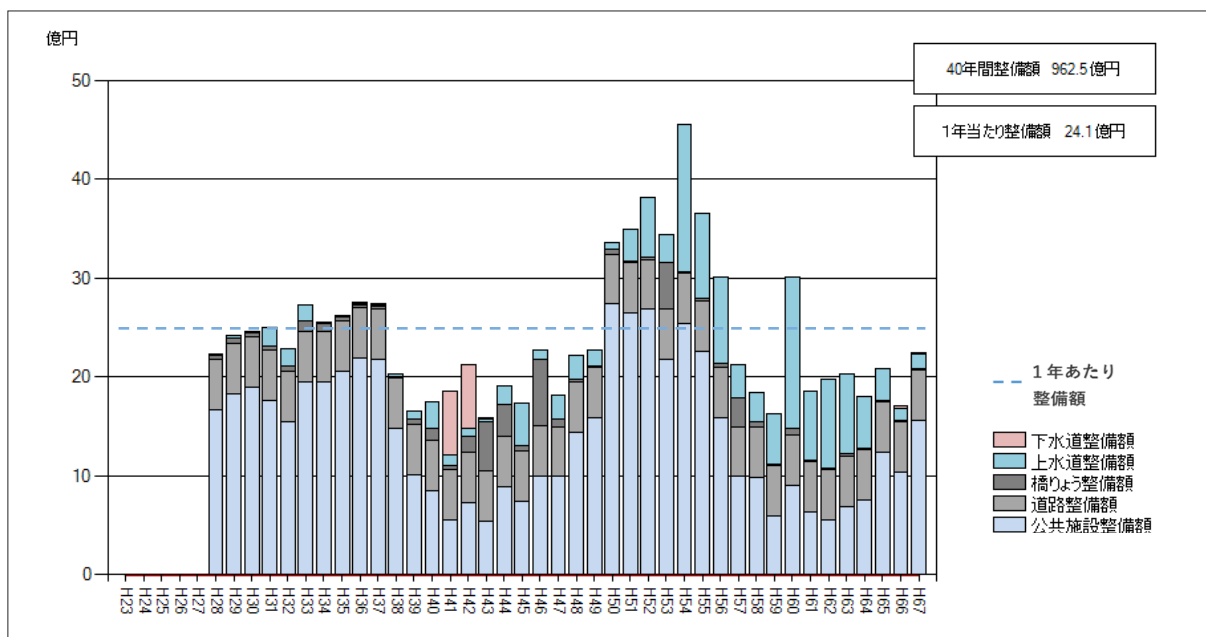


図 3-8 下水道更新費用試算

(オ) 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道・簡易水道及び下水道を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を図 3-9 に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、今後 40 年間で 962.5 億円、1 年あたり 24.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。



※上水道整備額の値は上水道と簡易水道の整備額の合計になります。

図 3-9 公共施設等全体更新費用試算

今回行った更新費用の試算は、一律的な整備方針のもとに、実際の劣化状況に関わらず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等はすべて更新するものとして計算しています。公共施設等の更新を中長期的に把握するために行った簡便な推計手法にもとづく試算結果であり、公共施設等の整備方針によって必要な更新費用は大きく変化します。

本町の歳出の過去10年間の推移を見ると、扶助費（P.15 図3-2 参照）が約2.1倍と大きく増加しています。扶助費は、人件費及び公債費とともに支出が義務付けられている義務的経費であり、削減することは困難です。

その一方で、近い将来に人口が減少し、それに伴い税収も減少すると考えられます。

歳入が減り、歳出の中で義務的経費が増えると、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が削減されるおそれがあります。現在の投資的経費の水準でも、本町が保有するすべての公共施設等を更新するには費用が不足すると見込まれていますが、更に投資的経費が削減されれば、公共施設等の老朽化対策がますます困難になります。

将来の財政状況を見据え、適正な公共施設等保有量を検討するとともに、確保可能な財源の中で公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の検討を行う必要があります。

4. 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題を次のように整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、平成12年（1997年）にピークを迎え、今後も減少していくことが予測されます。人口減少が進行すると、公共施設等の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の1人あたりの負担額が増加します。

将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量の適正化を行う必要があります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴って、公共施設等に対する町民の需要も変化しています。人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要です。

(2) 整備費用の確保

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えないという結果になりました。

将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、その費用を確保する必要があります。

(3) 公共施設等の老朽化対策

公共施設等は広く町民に利用されており、老朽化による損傷が原因で事故が発生するなどして利用不能となった場合に町民生活に多大な影響を与えます。

本町が保有する公共施設等の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいます。本町の公共建築物のうち、昭和56年以前の旧耐震化基準により建設された施設は延床面積で半数に及んでおり、耐震診断の結果、耐震性に問題があることが確認されている施設も存在します。

公共施設等を安全に利用できる状態を維持するためには、適確な改修、修繕、更新が必要です。

(4) 行政サービスの維持

公共建築物は、町民に行政サービスを提供する場であり、町民が生活の中で利用する施設です。公共建築物保有量を削減することによって行政サービスと町民生活の質が低下することがないよう、対策が必要となります。

第3章 基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると想定されています。

その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する4つの基本方針を定めます。

(1) 公共施設等保有量の適正化

人口増加と経済発展に伴い整備されてきた公共施設等ですが、今後の人口減少時代にそのすべてを保有し続けることは財政上困難です。将来の財政状況で維持管理できる適正な規模まで、公共施設等の保有量を削減することが不可欠です。

公共建築物については、老朽化対策の検討に当たって、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化、運営形態の見直し等を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

インフラは面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、町民の生活基盤となっているため、短期的に削減することが困難です。既存インフラの維持を基本とし、新規に整備又は拡大するものについては必要性の高いもののみ限定して、保有量の増大に歯止めをかけます。

(2) 長寿命化と安全確保

公共施設等は町民の生活の中で広く利用され、老朽化による事故が発生した場合の生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長い期間、安全に利用できることが求められます。

長寿命化により公共施設等を長期間利用できるようになることで、1年あたりのコストは低下し、財政面でもメリットがあります。

(3) 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような必須施設を維持していく上で、行政サ

ービスの質を低下させずにコストを削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入など、公共施設等の性質に応じて様々な手法を検討し、効率的な管理を行います。

(4) 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

平成 28 年 6 月、本町の現庁舎について、文化会館南側への移転が町議会で決定されました。本町の中核的な公共施設である庁舎の移転や庁舎機能の変化に伴って、他の公共施設の位置付けや必要性などに変化が及ぶことが考えられます。

また、新庁舎の移転をモデルケースとして、公共施設に対する新しいあり方を他の公共施設に適用できる可能性もあります。

このように、庁舎移転を契機とした公共施設等の再編について検討します。

2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略

本計画の策定に当たって、「公共施設ファシリティマネジメント」の概念及びこれに基づく公共施設戦略について、名古屋大学工学部大学院工学研究科恒川和久准教授に町職員向けに講演をいただきました。以下に、その要旨をまとめます。

(1) 公共施設ファシリティマネジメント

ア 公共施設ファシリティマネジメント

公共施設ファシリティマネジメントとは、「企業、団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されています。((公社)日本ファシリティマネジメント協会(JFMA))

公共施設ファシリティマネジメントとは、組織の目標達成のために、公共施設を経営資源として、

- ① 経済的なコストで
- ② 良好な品質（環境）を
- ③ 最小必要なものを

長期にわたり提供することにあります。



しかし、現在の公共施設ファシリティマネジメントは、財務・供給の目標設定に偏っており、今後、耐震性能、老朽度、バリアフリー性能以外の立地、品格、防災性、環境性等の土地や建築が備える品質性能に目を向け、自治体本来の目的達成のためのサービスレベルを探る必要があります。

イ 公共施設ファシリティマネジメントの本質

公共施設ファシリティマネジメントでは、従来の縦割り体制から、横断的な専門部署による全体最適のためのマネジメント体制に転換する必要があります。

また、その自治体にしか存在し得ない「場所に根ざした施設」をいかに使うかといった、自治体経営の目標を具現化する本質的な取組です。

－公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質と国の動き－

■公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質

- 現在の公共施設は、高度経済成長期に形成された法律・制度による空間計画に基づくもの
 - ・ 戦後変化した社会・家族制度に対応し、近代化の中で核家族や個人が自立して生活できることが国の方針とされ、このための社会制度を公共施設として空間化したもの
 - ・ これにより豊かさを享受できたが、そのために政治・行政・業界・市民の思考が固定化
 - ・ 市街地の市街地の無秩序な拡大、空き地・空き家の増加、コミュニティの崩壊、小学校の統廃合、公共施設の余剰も、本質的には同じ問題

■公共施設マネジメントに関わる国の動き

- **インフラ長寿命化基本計画 省庁連絡会議 (2013.11)**
 - **公共施設等総合管理計画策定指針 総務省 (2014.04)**
 - **国土強靱化基本計画 省庁連絡会議 (2014.06)**
 - **都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度 国土交通省 (2014.08)**
 - **まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」 内閣官房 (2014.12)**
- これらは
一体



人口減少・低成長時代となった今、20世紀型の経済制御システムを変革するために、自治体は縦割りの枠を超えて、どう応えるか！

(2) 垂井町における公共施設の特徴

垂井町の公共施設は、以下の特徴がみられることから、これらを踏まえ、本計画における公共施設管理の基本方針を定める必要があります。

- 一人当たり公共施設保有量は、人口規模からみると大きいですが、可住地人口密度からみると岐阜県内ではそれほど大きくない。
- 公営住宅と幼稚園・保育園、公民館等の保有量が多いが、文化施設や体育施設等についてはむしろ少ない。
- これらの保有量が多い施設は各小学校区単位で均等に配置。
- 高度経済成長期に多くの施設が建設されており、近年はあまり公共施設の建設は行われていないため、相対的に築後年数が経過した建物が多い。
- 新庁舎構想が進行中であり、この庁舎計画を基軸とした公共施設再編計画が期待できる。

3. 公共施設等保有量の適正化

今後、地域間・都市間の競争や、人口減少、少子高齢化、気候変動等が見込まれる中、公共施設等に求められる役割や機能も変化していくものと考えられます。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化、運営形態の見直し等を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

(1) 新規建設の制限

新しく公共施設等を建設する際は、事前にその必要性について十分な検討を行います。現在の需要だけではなく将来の需要を見据えた上で、必要であるか、建設費用だけでなく毎年の維持費も考慮して費用対効果が高いのか、未利用施設の再利用や既存施設の複合化などで対応できないか、のように色々な角度から検討し、その上で必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替えの際は、既存建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設との複合化で総延床面積を削減できないか検討します。

(2) 統廃合と転用の推進

人口と財政に見合う適正な保有量に向けて公共施設の統廃合を検討しますが、統廃合により行政サービスの質の低下を招かないよう配慮が必要です。

従来の公共施設の多くは、単一機能のみを有していました。しかし、公共施設を「建築物（ハコモノ）」としてではなく「行政サービスを提供する機能」として捉えると、1施設1機能である必要はなく、むしろ多機能化した複合施設の方が相乗効果により利用者数増大、共同利用スペースによる延床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じます。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上できます。

また、統廃合により廃止された公共施設を転用して別の用途で活用することで、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます（図 3-1 参照）。

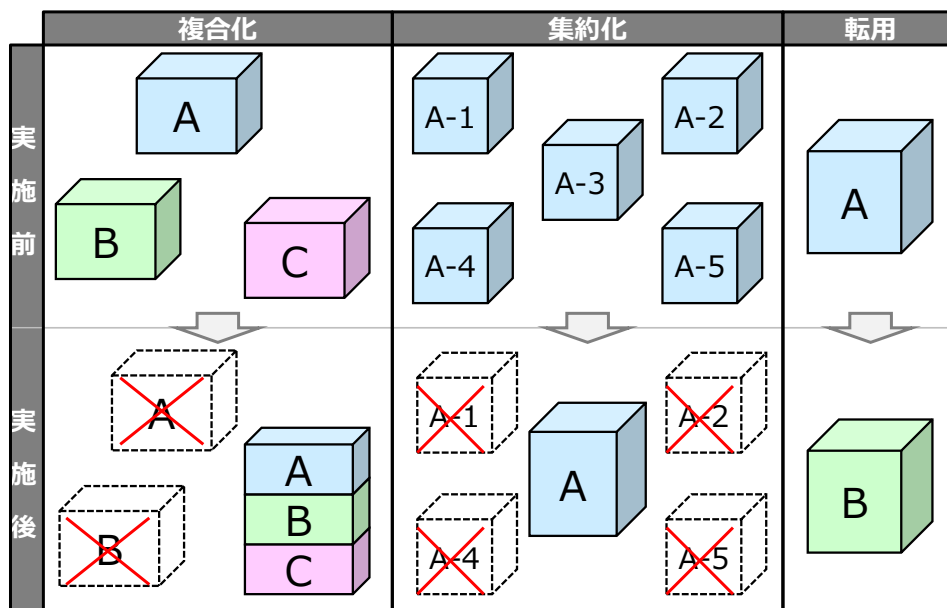


図 3-1 複合化・集約化・転用のイメージ

4. 長寿命化と安全確保

公共施設とインフラ資産は、町民の生活基盤になっています。生活の中における必要性が高く、また、ほかに代替サービスが存在しない公共施設等については、本町が今後も継続的に保全していく必要があります。

P.14 第2章の「3. 財政状況の推移と将来の見通し」でみたように、本町が保有する公共施設等をすべて維持する場合、老朽施設の更新及び修繕に今後40年間で963億円の費用が必要になると予測されます。この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに算出しています。

しかし、個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、施設類型単位に一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足することから、実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、リスクベースメンテナンスを導入し、劣化の進みややすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準に公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定することとします。

また、管理水準を設定するにあたり、保全手法について考え方を整理します。

公共施設等の保全は、その実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。

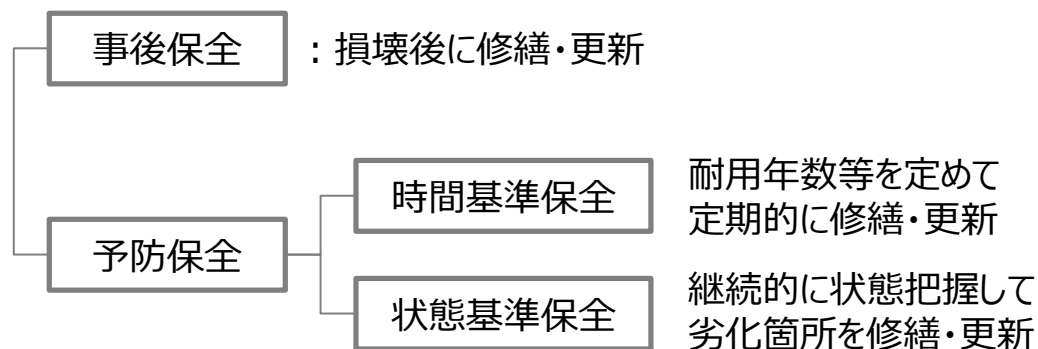


図 4-1 保全手法

事後保全は、損壊した施設等のみを修繕するため修繕費用自体は少なくなりますが、損壊を予防できないため、公共施設等の損壊が原因となって町民の身体、生命、財産を損なう事故が発生する危険性があります。

時間基準保全は、施設等を安全に使用できる期間を想定して修繕間隔と耐用年数を定め、定期的な修繕と耐用年数を超過した施設等の更新を実施することで、事故を未然に防ぎます。修繕及び更新の時期が予測しやすく、中長期的な計画策定が容易な手法です。しかし、想定以上の劣化の進行により、修繕又は更新の時期を迎える前に損壊する危険性があります。

状態基準保全は、施設等の点検を継続的に実施し、個々の劣化状況を正確に把握した上で必要な時期に必要な箇所の修繕と更新を行えます。しかし、点検を実施するための人手と費用が必要となり、すべての公共施設等を定期的に点検するのは大変困難であり、状態基準保全を実施できる範囲は限られます。

リスクベースメンテナンスの考え方にに基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

(1) 点検・診断等の実施

ア メンテナンスサイクルの構築

状態基準保全を行う場合、公共施設等の状態を点検し、その点検結果に基づき更新又は修繕の内容を診断します。点検と診断を定期的かつ継続的に実施することが重要であり、点検結果と修繕履歴を記録して蓄積することで経年変化を把握することが可能となり、次の点検と診断に活かします。

このように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります（図 4-2 参照）。

また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して公共施設等の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

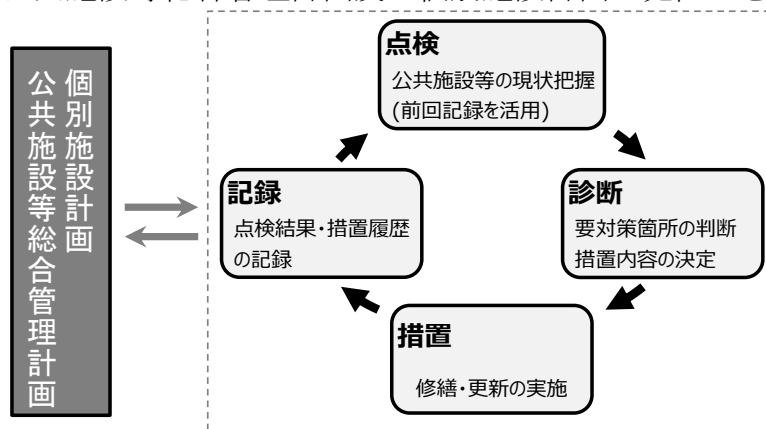


図 4-2 メンテナンスサイクル

イ 点検・診断マニュアルの作成

点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成します。

国や県においても、インフラの点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成しているため、それらを参考にしつつ本町の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成することとします。

ウ 管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施している公共施設等であっても、次の点検までの間に急な劣化や損壊が発生する場合があります。管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検を行い、必要に応じて修繕します。

エ 町民による劣化・損壊の報告

本町が保有する公共施設等は、インフラ資産も含めると膨大な量であり、定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分があります。

そこで、町民に公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町役場へ報告していただくよう協力をお願いし、劣化・損壊の早期発見を目指します。早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防ぐことができます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

ア ライフサイクルコストの削減

建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけではなく、毎年の維持管理費用など継続的な費用（ランニングコスト）や取り壊し費用も含めた、公共施設等の設置から撤去までにかかるすべてのコスト（ライフサイクルコスト）を考慮して、全体のコスト削減を目指します。

公共施設等を長寿命化し、長期間利用することで、大きな費用が必要となる建設・更新の間隔が長くなり、コスト削減につながります。

毎年のランニングコストはイニシャルコストと比較して金額は小さいですが、施設を利用する数十年間という期間で考えると、ランニングコストの割合は大きくなります。設計・建設の段階で、建設費用だけでなく管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法なども検討が必要です。

また、断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などにより、光熱費削減だけではなく、環境負荷の軽減にも貢献できます。

イ 事業量と費用の平準化

今後、多くの公共施設等で更新及び修繕が必要になりますが、所管部署が個別に更新・修繕計画を立てると事業が短期間に集中し、費用が不足する年度が出てきます。

中長期的に更新及び修繕を計画し、町全体の中で事業量と費用が各年度で均等になるように調整を行い、財政計画を立てる必要があります。

(3) 長寿命化の実施

ア 長期利用を見据えた設計と建設

公共施設等を新設又は更新する際に、頑強な構造と耐久性に優れた材料を用いて建設することで、長期間安全に利用できる公共施設等とします。

イ 予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施することで、公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化を防止し、長期の利用を可能にします。

ウ 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数を超えた利用を可能にします。

エ 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、① 法令上の基準、② 公共施設等自体の物理的耐久性能、③ 社会が公共施設等に求める機能水準及び④ 公共施設等を存続させるための費用効率の 4 つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります（表 4-1 参照）。

法定耐用年数は税務及び会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがあるので、物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討します。

建設から数十年を経過した公共施設等は、施設機能が現行の要求水準を満たさないことがあるので、長寿命化改修の際には、耐久性の回復だけでなく、機能の向上も含めた工事が必要になります。

また、維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加していくので、長寿命化改修により耐久性能を回復させても費用の削減につながらない場合もあります。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

表 4-1 耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

(4) 耐震化の実施

ア 災害対策拠点等の優先的対応

公共施設等の中には、庁舎や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や公民館、地区まちづくりセンターのように避難所となる施設、救助活動や支援物資輸送の経路となる緊急輸送道路などのように災害発生時に機能を発揮すべきものがあります。これらの公共施設等については他に優先して耐震補強等の対策を施します。

イ 非構造部材と付属設備の耐震化

建築物の耐震性能を考える際、一般的に基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の強度から、その建築物が地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性があるか判断します。

しかし、建築物の躯体が地震に耐えられても天井の落下や棚等の転倒などが原因で人身被害が生じるおそれがあります。

また、道路においても、標識及び街路灯など道路に付属する施設が落下するおそれがあります。

非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるようにします。

ウ インフラ復旧計画の策定

災害発生時にも十全に機能するように耐震補強等の事前対策を施すことは重要ですが、大規模災害への対策を完璧にすることは困難であり、ライフラインが止まった場合を想定した備えが必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に町民の生活を守れるよう備えます。

(5) 安全確保の実施

ア 予防保全による危険への早期対応

点検により危険性が高いと判断された公共施設等については、早期に修繕等の対策を施し、事故の発生を防止します。

利用者の多い公共施設等は事故発生時のリスクが高いため、優先的に対応します。

イ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は多くの町民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別、体格、身体能力などに左右されずに誰もが安全に利用できる施設にすることで、利用者の怪我などを予防します。

5. 維持管理・運営の効率化

(1) 民間との連携

ア 指定管理者制度、業務委託の推進

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者制度のように包括的に施設管理を代行させることができない施設であっても、運営、維持管理、修繕などの一部の業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

同種の施設又は同種の業務は一括で委託することで、さらに効率化を図ります。

イ PFIによる公共施設等の整備と運営

民間の資金と手法を用いて行うPFI (Private Finance Initiative) 事業により公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能になり、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化が期待できます。

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の制定以降、日本全国で多数の公共施設等がPFIにより整備されてきました。

(2) 庁内の横断的協力

ア 職員研修の実施

本計画は、本町が保有するすべての公共施設等についての方針を定めています。

町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知を図ります。

イ 全庁横断的組織による協議と情報共有

公共施設等を所管する各部署の職員が参加する全庁横断的な協議会を設置します。個別施設計画を策定する際に意見を交換するなど、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有するなど、部署間の協力と情報共有の場として活動します。

ウ 他部署所管施設の積極的活用

町民への行政サービスの提供などで、他部署が所管する施設を使用することで効率的に実施できる場合は、これを積極的に活用します。

前項で述べた協議会において他部署所管の施設の情報を収集するとともに、協力体制を構築します。

6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

(1) 庁舎移転に関する経緯と今後の事業計画

昭和 41 年に建設された本町の現庁舎は、築後 50 年以上を経過し、耐震性の不足、施設の老朽化、事務・駐車スペースの不足等の問題点をかかえています。

このため、本町では、平成 26 年 11 月の「庁舎のあり方検討委員会」の設置を皮切りに、シンポジウムの開催等を経て、平成 28 年 3 月に「垂井町新庁舎基本構想」を策定しました。

平成 28 年 6 月には、町議会において、新庁舎の位置を「文化会館南側」とすることが決定されました。今後、平成 31 年度に予定される新庁舎の供用開始に向けて、設計、工事等の事業を進めていきます。

新庁舎予定地は、現在の文化会館と連たんする民有地を買収し、駐車場や交流・イベント空間機能等を併せ持った敷地として整備されます。また、既存建築物の建物用途を変更して庁舎として再利用することにより、早期整備やコストの縮減を図ります。

(2) 庁舎移転と連動した公共施設等の再編

新庁舎は、町民の新たな交流・生活支援拠点や防災拠点としての機能を果たすものとなります。このため、隣接する建築物の有効利用や文化会館敷地との一体的利活用等を考慮した敷地利用計画等について、本計画の策定とあわせて検討・整理していく必要があります。

また、庁舎の移転建替えは、現在の庁舎の敷地を本町中心部の活性化に有効活用することが前提であり、現在の庁舎の跡地利用の方針についても本計画の策定とあわせて検討していく必要があります。

庁舎の移転は人や交通の流れを変え、ひいては町民の生活意識にも影響を及ぼすものであるため、他の公共施設の用途、立地、規模等について、庁舎移転による影響を考慮する必要があります。

7. 公共施設等総合管理計画の実施体制

本計画の策定にあたって公共施設等の保有状況の調査を行いました。この調査を継続的に行い、年度ごとに本町が保有する公共施設等の全体像を把握することとします。この調査は、総務課が事務局となり、各部署の協力の下で公共施設等の情報を収集した上で集計するものとします。

各部署においては、個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施します。

8. フォローアップ

本計画は、計画期間を平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とします。

計画期間中は、本計画で定めた方針に則り公共施設等の管理を実施しますが、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、図 8-1 に示すように、計画、実施、評価及び改善を PDCA サイクルに沿って繰り返し行うものとします。

計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

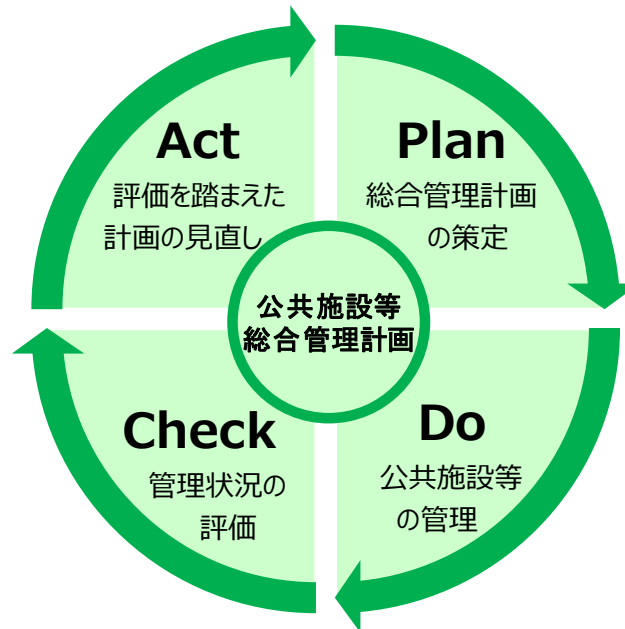


図 8-1 PDCA サイクル

今後は本計画の基本方針及び垂井町第6次総合計画と整合を図りながら、個別施設ごとの具体的な取組内容を検討の上、「垂井町公共施設等に関するアクションプラン（仮称）」を策定し、スケジュールのとおり全庁的に取り組んでいくこととします（図 8-2 参照）。

■公共施設等総合管理計画 上位計画と今後の関連業務

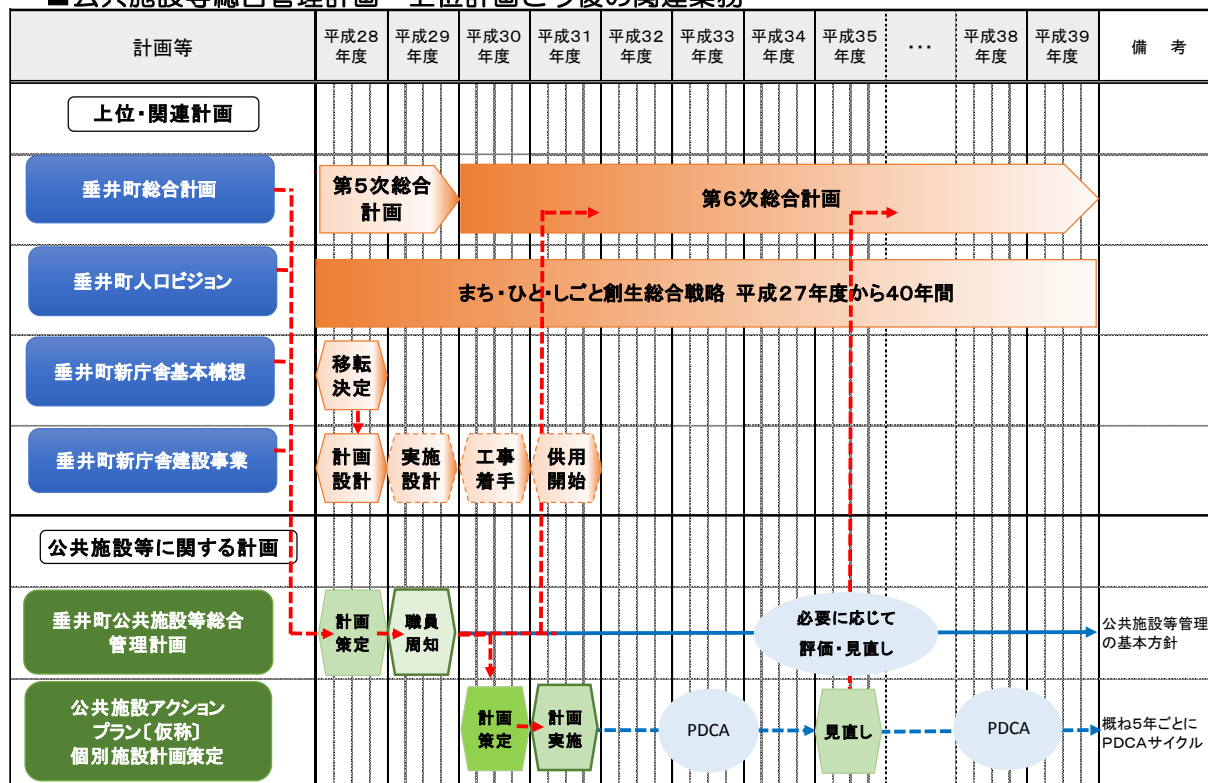


図 8-2 スケジュール表

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物の更新費用の縮減

公共建物等の「(3)更新費用の試算結果」(P. 15)で明らかとなった現在の施設規模や施設数を維持していくための将来の更新費用は、今後40年間で約576億円かかるものと見込まれます。このことから将来の投資費用は年平均で14.4億円となります。

一方で直近の5年間の改修等にかけた投資費用は年平均で約7.5億円となります。これは、このままでは現在の公共施設を5割程度しか維持できないことを示しています。

さらに、建替え更新時期が今後20年後からの7年間(平成50年～平成56年)に集中することが見込まれます。このように建物自体の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共施設を利用される町民に対する安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

公共施設については、現在ある公共施設のサービス機能のうち、今後も必要となる機能を見極めた上で、総量の見直しや非効率的な部分を是正するなど、予測される今後の財政状況と改修、更新にかかる経費とのバランスをとり、持続可能な行政サービスの提供を実現するための見直しを進めることとします。

そこで、「1. 公共施設等の管理に関する基本方針」(P. 25)に掲げたように、機能集約等による施設総量の縮減、既存施設の延命化・長寿命化、管理運営費の縮減、また歳入面では、国県などの特定財源の確保、計画的な基金積立など、公共施設の在り方を踏まえた多様な取組により、トータルとして更新費用不足額の解消を図り、中長期的な視点によるマネジメントに取り組み、予想される今後の財政状況と公共施設等の改修・更新にかかる経費とのバランスをとりながら、町民への行政サービスの継続性に配慮した公共施設の実現を目指します。

2. 更新費用縮減のための取組

財政的に厳しい状況下で、地域住民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点（全体最適）に立って、公共施設マネジメントを推進していくことが必要です。そのためには、公共施設の老朽度と将来の人口ニーズなど公共施設における現状の課題を的確に把握し、全庁的な観点から縮減効果の高い施設を抽出し、重点的かつ優先的に統合や集約など再配置に向けた取組を積極的に取り入れることが必要です。

垂井町では、施設総量の多い施設として全施設規模（延床面積）に占める割合が高い施設用途の 小学校（26.5%）、中学校（12.3%）、町営住宅（12.4%）、集会施設（8.8%）、幼稚園・保育園・こども園（8.6%）等に対して積極的に取組の検討を施す必要があります。これらのうち、「ベンチマーク分析」においては、小学校、幼稚園・保育園・こども園、集会施設の町民1人当りの施設規模が、全国や県内町の平均値を大きく超えています。

また、「利用者推移見込み」においては、小学校（対象年代の5～9歳人口が、H72年ではH27年の72%に推移）をはじめ、中学校、幼稚園・保育園・こども園、集会施設、町営住宅といった施設規模が多い用途すべてにおいて、利用者（各施設の利用対象年代）が将来時に大きく減少すると想定されています。

しかしながら、公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減に止まらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組んでいきます。また、地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めることとします。

そこで、今後の公共施設マネジメントの取り組み方針として、「施設総量の適正化」、「点検・診断等」、「維持管理・修繕・更新等」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」の6つの項目を柱として、中長期的な取り組みを進めていくこととしています。

P45以降に施設類型ごとの取組方針を整理します。

表 2-1 公共施設等のベンチマーク分析

用途分類					利用者推移見込み (※1)			ベンチマーク (※2)					
					試算年代	H52 (%)	H72 (%)	全国平均	県内町平均	垂井町	埼玉県三芳町	三重県東員町	
施設数	施設規模 延床面積 (㎡)	割合	単位:㎡										
行政系施設	①庁舎等	1	4,178	3.2%	全年代	86.4	74.4	0.15	0.11	0.15	0.23	0.22	
	②消防施設	25	559	0.4%	全年代	86.4	86.4						
産業系施設	①産業系施設	1	87	0.1%	-								
保健・福祉施設	①障害福祉施設	2	995	0.8%	-					0.04			
	②保健施設	1	909	0.7%	全年代	86.4	74.4	0.03		0.03	0.01	0.03	
	③その他社会保険施設	1	597	0.5%	全年代	86.4	74.4			0.02			
	④高齢福祉施設	5	2,707	2.1%	65歳～	102.4	82.9			0.10			
スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	4	4,491	3.4%	15歳～	86.6	74.7						
社会教育系施設	①博物館	1	119	0.1%	15歳～	86.6	74.7	0.06	0.07	0.004	0.03	-	
	②図書館	1	2,452	1.9%	15歳～	86.6	74.7	0.04	0.05	0.09	0.06	0.03	
学校教育系施設	①学校	小学校	7	34,583	26.5%	5～9歳	86.4	72.3	0.85	0.78	1.25	0.79	1.14
		中学校	2	15,985	12.3%	10～14歳	79.3	69.1	0.52	0.53	0.58	0.53	0.67
	②その他教育施設	1	1,070	0.8%	-								
子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	13	11,231	8.6%	0～4歳	92.2	76.9	0.06 保育園のみ	0.04 保育園のみ	0.26 保育園のみ こども園内加算	0.04 保育園のみ	0.16 保育園のみ	
	②幼児・児童施設	2	694	0.5%	0～9歳	89.2	74.5	0.02	0.003	0.03	0.03	-	
町民文化系施設	①集会施設	43	11,469	8.8%	全年代	86.4	74.4	0.19	0.09	0.42	0.13	0.13	
	②文化施設	1	3,836	2.9%	全年代	86.4	74.4	0.09	0.13	0.14	0.10	0.11	
公営住宅	①公営住宅	8	16,094	12.4%	全年代	86.4	74.4	0.73	0.43	0.58	-	0.11	
公園	①公園(便所等)	8	106	0.1%	全年代	86.4	74.4						
上水道施設	①上水道施設	4	918	0.7%									
	②簡易水道施設	4	1,349	1.0%									
下水道施設	①下水道施設	3	6,636	5.1%									
供給処理施設	①供給処理施設	2	5,254	4.0%	埼玉県三芳町 (H27 国調人口:38,456 人) 早くから公共施設のアシリティマネジメントに取り組んできた先進自治体(公営住宅保有せず) 三重県東員町 (H27 国調人口:25,344 人) 四日市市・桑名市に隣接、桑名都市計画区域内の高速道路網に近接(6小学校・2中学校)								
その他	①その他	防災倉庫・水防倉庫	15	298	0.2%	-							
		斎場	1	1,535	1.2%	-							
		駅周辺施設	5	1,519	1.2%	-							
		その他施設	3	625	0.5%	-							
公共建築物 計		164	130,296	100%	公共建築物 計			3.80	3.19	4.63	2.44	3.58	

(※1)「垂井町人口ビジョン」での将来展望人口(5歳区分データ)の利用者年代の推移(H27 人口との比較数値)

(※2)垂井町:町民一人当たりの施設規模(延床面積 / H27 国調町人口:27,556 人)、他:「公共施設状況調査」より算定

3. 施設類型ごとの取組方針

1 行政系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①庁舎等	1	4,178	役場
②消防施設	25	559	消防車庫、器具庫
合計	26	4,737	

現状・課題

- 役場は昭和 41 年度（1966 年度）の建設であり耐震基準を満たしておらず、防災拠点施設としてみた場合には老朽化、耐震性などの建物としての健全性に問題がある。
- 消防団の活動の場となる消防車庫、器具庫の一部施設では、老朽化及び借地の建物（個人は 1 施設）がある。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">○ 役場については、平成 27 年度「垂井町新庁舎基本構想」に基づき、移転建替え（隣接地への併設によって機能複合化を検討）による防災拠点・生活支援拠点として整備する。○ 消防施設は一部借地返却時に集約を検討する。但し、地区単位となる 7 団体の構成は持続する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">○ 消防施設における旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

2 産業系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①産業系施設	1	87	農林畜産物販売所 半兵衛の里
合 計	1	87	

現状・課題

- 「半兵衛の里」は平成 17 年度（2005 年度）建設で建物自体は健全であり、耐震基準を満たしている。

取組方針

施設総量の適正化	○ 「半兵衛の里」については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

3 保健・福祉施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①障害福祉施設	2	995	けやきの家、いずみの園
②保健施設	1	909	保健センター
③その他社会保険施設	1	597	福祉会館
④高齢福祉施設	5	2,707	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の屋
合計	9	5,208	

現状・課題

- けやきの家は昭和 29 年度（1954 年度）建設であり、老朽化している。
- 保健センターの敷地は借地で建物のみ垂井町が所有。予防接種や検診時には駐車場不足が指摘されている。
- 福祉会館は昭和 41 年度（1966 年度）建設であり、老朽化が著しい。
- デイサービスセンター、生きがいセンターの敷地は借地で運用している。
- 老人福祉センターは RC 構造で、昭和 54 年度（1979 年度）建設で老朽化が著しい。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉施設は、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 保健センター、福祉会館は新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。 ○ 老人福祉センターは、老朽化と脆弱な耐震構造であることから耐用年限到達時で廃止する。 ○ 老人福祉センター以外の高齢福祉施設については、機能再編による地域施設等への統合について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①スポーツ施設	4	4,491	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド
合 計	4	4,491	

現状・課題

- 朝倉運動公園内の多目的広場は、広域避難所に指定されているが、体育館、体育センターは耐震基準を満たしていない。

取組方針

施設総量の適正化	○ スポーツ施設については、適切・計画的な保全と施設の更新及び用途廃止または機能の集約化（複合化・拠点化）について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

5 社会教育系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①博物館	1	119	菁莪記念館
②図書館	1	2,452	タルイピアセンター
合計	2	2,571	

現状・課題

- 菁莪記念館は昭和 54 年度（1979 年度）建設の鉄骨造で耐用年限（45 年）を迎えつつある。
- タルイピアセンターは文化財等を収蔵するには限界があり、他所へ収蔵保管場所を検討中。
- タルイピアセンターのトイレは後付けでスロープなどの必要最小限のバリアフリー対応や多目的トイレを設置。図書館内のフロアは車椅子での移動ができ、視覚障害者の対応も完了している。

取組方針

施設総量の適正化	○ 社会教育系施設については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

6 学校教育系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①学校	9	50,568	小学校、中学校
②その他教育施設	1	1,070	学校給食センター
合計	10	51,638	

現状・課題

- 学校施設全般では、耐震補強がほぼ完了しているが、垂井小学校は昭和48年度（1973年度）、府中小学校は昭和41年度（1966年度）の建設で老朽化が著しい。
- 昭和58年度（1983年度）建設の東小学校も老朽化が著しく、大規模改修が必要である。
- 学校給食センターは平成元年度（1989年度）に蜂焼から現在地へ移転。昨今のアレルギー対策など設備投資が課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、将来的な児童数・生徒数の推移(予測)を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置について検討する。但し、統廃合は実施せず、規模縮減の方向で検討する。 ○ 小中学校の児童数・生徒数の減少により生じた空き教室は、周辺施設との複合化などの利活用方法を検討する。 ○ 学校給食センターは施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

7 子育て支援施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①幼稚園・保育園・こども園	13	11,231	幼稚園、保育園 こども園
②幼児・児童施設	2	694	留守家庭児童教室
合計	15	11,925	

現状・課題

- 耐震性能が低い岩手・府中2保育園の早期改修が必要である。
- 東小学校留守家庭児童教室等は、旧東幼稚園舎などを利活用（転用）とした施設である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4園化構想を踏まえて施設の適正規模及び適正配置について検討（幼保一元化として13施設を4施設に複合・集約）する。 ○ 留守家庭児童教室は施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

8 町民文化系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①集会施設	43	11,469	公民館、まちづくりセンター コミュニティセンター、転作研修 所、集会所
②文化施設	1	3,836	文化会館
合計	44	15,305	

現状・課題

- 中央公民館は耐震性が低い上、空調等の設備の老朽化が著しく改修が必要である。大半の集会施設は地元自治会が管理・運営を行っており、町から火災保険と消防設備点検等、維持費の支出がある。
- 文化会館では、耐震補強、機械設備の更新といった大規模改修が課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集会施設については、自治会等への譲渡、指定管理者制度の導入を取り入れた施設の適正規模及び管理費用の縮減について検討する。 ○ 公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。 ○ 文化会館は、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

9 公営住宅

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①公営住宅	8	16,094	町営住宅
合計	8	16,094	

現状・課題

- 駒引町営住宅、梅谷町営住宅及び比女町営住宅は、耐震性が低く、老朽化が目立つ。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駒引町営住宅、梅谷町営住宅及び比女町営住宅は現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を進める。 ○ その他の町営住宅については施設のあり方（再配置・統廃合等）について検討し、低層住宅の用途廃止を促進させ施設総数の縮減を図る。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。 ○ 但し、駒引町営住宅、梅谷町営住宅及び比女町営住宅は順次、除却していく予定であり、耐震診断（改修）は実施しない。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

10 公園

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①公園 (便所等)	8	106	公園便所、児童公園便所
合計	8	106	

現状・課題

- 最も古い清水児童公園の便所はRC構造で昭和57年度(1982年度)建設であり、耐用年限(60年)までに余裕があり健全である。

取組方針

施設総量の適正化	○ 公園の建築物(便所)については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

11 上水道施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①上水道施設	4	1,349	増圧ポンプ場、水源地
②簡易水道施設	4	918	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地
合計	8	2,267	

現状・課題

- 上水道施設については、今後も継続して上水道事業の整備方針に基づき、施設の管理・運営がなされる。
- 簡易水道施設については、北部簡易水道浄水場は平成2年度（1990年度）に建設され、設備関連の維持管理、更新は適宜実施されており、建物施設の改修等の必要性はない。また、過年度には東大滝簡易水道浄水場を廃止した経緯がある。

取組方針

施設総量の適正化	○ 簡易水道施設は、施設のあり方（再配置・統廃合等）について検討する。
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

12 下水道施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①下水道施設	3	6,636	浄化センター 農業集落排水処理施設
合計	3	6,636	

現状・課題

- 平成12年度（2000年度）建設の浄化センター管理棟は、RC構造で耐用年限（60年）に達しておらず健全である。

取組方針

施設総量の適正化	○ 下水道施設は、施設のあり方（再配置・統廃合等）について検討する。
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

13 供給処理施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①供給処理施設	2	5,254	クリーンセンター エコドーム
合計	2	5,254	

現状・課題

- クリーンセンターは平成9年度（1997年度）に旧施設が老朽化を迎え、現在の位置に建替えられ、平成35年度（2023年度）までの延命計画に基づき運営している。現状のゴミ搬入方式は旧式のもので、利用者の安全面での懸念が耐えない構造となっており、改善の必要性有り。
- エコドームは平成24年度（2012年度）の開設。従前の文化会館駐車場での「リサイクル体験広場」をエコパークとして新設された。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリーンセンターは現状規模では、行政サービスの維持・安全確保など運営面において限界であり、広域連携について検討する。 ○ エコドームは施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

14 その他

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①その他	24	3,977	防災倉庫、斎場 水防倉庫、除雪車庫 蜂焼倉庫、駅周辺施設
合計	24	3,977	

現状・課題

- 斎場は平成5年度（1993年度）に火葬場と和室等を備えた斎場として建替えた。斎場の炉は現在3基と汚物炉1基が稼動しており、平成24年度（2012年度）から27年度（2015年度）の4年間で1炉ずつオーバーホールしている状況である。
- 防災倉庫は小学校区の7地区に設置され、地域防災計画に定めた資材や生活用品が入っており、備蓄の管理、交換は垂井町で行っている。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 斎場は建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。 ○ 防災倉庫、水防倉庫、除雪車庫等については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

15 インフラ施設

分類		総延長 (m)	面積 (㎡)	備考
①道路	町道	251,727	1,492,947	
	農道	2,091	11,540	
	林道	36,598	117,032	
②橋梁		1,774	11,903	
③上水道管路		195,801	—	
④簡易水道管路		49,095	—	
⑤下水道管路		114,315	—	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。 ● 人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。 ● インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。



取組方針	
施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
長寿命化	○ インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。

資料編

1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

※ 総務省通知は第一～第六までであるが、第一の記載すべき事項のみ掲載する。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充実可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（3）及び（4）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

2. 公共施設等一覧表

資表 2-1 行政系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
庁舎等	役場	4,177.95	1966	S41	鉄筋コンクリート
	1 施設	4,177.95			
消防施設	垂井分団戸海器具庫	9.20	2000	H12	木造
	東分団消防車庫(新)	59.62	2009	H21	木造
	東分団消防車庫(旧)	37.51	1986	S61	木造
	東分団綾戸器具庫	9.60	1988	S63	木造
	東分団平尾器具庫	9.60	1989	H1	木造
	宮代分団消防車庫	59.35	1998	H10	木造
	宮代分団天満器具庫	12.16	1977	S52	木造
	宮代分団森下器具庫	9.20	1992	H4	木造
	表佐分団消防車庫	49.69	1989	H1	木造
	表佐分団習中器具庫	9.20	1991	H3	木造
	表佐分団若宮器具庫	7.31	1990	H2	木造
	府中分団消防車庫	59.71	1994	H6	鉄骨造
	府中分団梅谷器具庫	9.99	1988	S63	木造
	府中分団大滝器具庫	6.53	1946	S21	木造
	府中分団新井器具庫	9.93	1983	S58	木造
	市之尾消防器具庫	27.45	1937	S12	木造
	岩手分団消防車庫	49.69	1987	S62	木造
	岩手分団大石器具庫	13.63	2001	H13	木造
	岩手分団谷器具庫	9.20	1997	H9	木造
	岩手分団下町器具庫	12.37	2001	H13	木造
	岩手分団伊吹器具庫(旧)	9.59	2001	H13	木造
	岩手分団漆原器具庫	9.20	1991	H3	木造
	岩手分団伊吹器具庫(新)	12.15	2013	H25	木造
	合原分団消防車庫	45.36	1990	H2	木造
	合原分団器具庫	12.15	2008	H20	木造
	25 施設	559.39			

資表 2-2 産業系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
産業系施設	農林畜産物販売所 半兵衛の里	87.36	2006	H18	木造
	1 施設	87.36			

資表 2-3 保健・福祉施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
障害福祉施設	けやきの家	189.08	1954	S29	木造
	いずみの園	806.14	2005	H17	鉄骨造
	2 施設	995.22			
保健施設	保健センター	909.24	1988	S63	鉄筋コンクリート
	1 施設	909.24			
その他 社会保険 施設	福社会館	596.82	1966	S41	鉄筋コンクリート
	1 施設	596.82			
高齢福祉 施設	デイサービスセンター	785.47	1991	H3	鉄筋コンクリート
	老人福祉センター	1,050.54	1979	S54	鉄筋コンクリート
	生きがいセンター	200.3	2000	H12	鉄骨造
	高齢者生きがい対策拠点施設	97	2010	H22	鉄骨造
	夢の屋	574	2008	H20	木造
	5 施設	2,707.31			

資表 2-4 スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
スポーツ 施設	弓道場	216.84	1964	H15	軽量鉄骨造
	朝倉運動公園	3,740.75	1979	S54	鉄筋コンクリート
	南体育館	499.9	1978	S53	鉄骨造
	北部グラウンド	33.53	2010	H22	木造
	4 施設	4,491.02			

資表 2-5 社会教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
博物館	菁莪記念館	119.25	1979	S54	鉄骨造
	1 施設	119.25			
図書館	タルイピアセンター	2,451.54	1993	H5	鉄筋コンクリート
	1 施設	2,451.54			

資表 2-6 学校教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
学校	垂井小学校	6,352.31	1973	S48	鉄筋コンクリート
	宮代小学校	4,850.1	1979	S54	鉄筋コンクリート
	表佐小学校	4,879.2	1982	S57	鉄筋コンクリート
	東小学校	5,171.84	1983	S58	鉄筋コンクリート
	岩手小学校	5,089.63	1978	S53	鉄筋コンクリート
	府中小学校	5,520.87	1966	S41	鉄筋コンクリート
	合原小学校	2,718.79	1984	S59	鉄筋コンクリート
	不破中学校	10,109.01	1996	H8	軽量鉄骨造
	北中学校	5,876.3	1976	S51	鉄筋コンクリート
	9 施設	50,568.1			
その他教育施設	学校給食センター	1,069.79	1989	H1	鉄骨造
	1 施設	1,069.79			

資表 2-7 子育て支援施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
幼稚園・ 保育園・ こども園	垂井東こども園	2,637.32	2013	H25	鉄骨造
	垂井東保育園	1,056.96	1979	S54	鉄筋コンクリート
	垂井西保育園	810.35	1982	S57	鉄筋コンクリート
	宮代保育園	902.69	1983	S58	鉄筋コンクリート
	表佐保育園	980.18	1977	S52	鉄骨造
	府中保育園	958.01	1979	S54	鉄骨造
	岩手保育園	712.4	1981	S56	鉄骨造
	垂井幼稚園	675	1994	H6	鉄骨造
	宮代幼稚園	459.18	1974	S49	鉄筋コンクリート
	表佐幼稚園	370.72	1975	S50	鉄筋コンクリート
	合原幼稚園	263.71	1992	H4	鉄骨造
	府中幼稚園	749.75	1980	S55	鉄骨造
	岩手幼稚園	654.23	1978	S53	鉄骨造
		13 施設	11,230.5		
幼児・児童 施設	東小学校留守家庭児童教室	610.21	1983	S58	鉄骨鉄筋コンクリート
	宮代小学校留守家庭児童教室	83.79	2005	H17	木造
		2 施設	694		

資表 2-8-1 町民文化系施設の一覧 (1/2)

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	中央公民館	1,603.1	1971	S46	鉄骨造
	宮代公民館	575.89	1986	S61	鉄筋コンクリート
	表佐公民館	766.35	2002	H14	鉄筋コンクリート
	東公民館	591.21	1987	S62	鉄筋コンクリート
	岩手公民館	628.39	1988	S63	鉄筋コンクリート
	垂井地区まちづくりセンター	451.88	1975	S50	鉄筋コンクリート
	栗原地区まちづくりセンター	520.31	1981	S56	鉄筋コンクリート
	府中地区まちづくりセンター	547.09	1978	S53	鉄筋コンクリート
	むつみ会館	235.8	1974	S49	鉄骨造
	勤労青少年ホーム	690.24	1985	S60	鉄筋コンクリート
	コミュニティ・防災センター	286.76	1986	S61	鉄筋コンクリート
	垂井東町コミュニティセンター	163.08	1984	S59	鉄骨造
	垂井西町コミュニティセンター	178.78	1992	H4	鉄骨造
	垂井中町コミュニティセンター	170.04	1992	H4	鉄骨造
	駒引コミュニティセンター	187.15	1987	S62	木造
	表佐東部コミュニティセンター	154.79	1987	S62	木造
	西相川コミュニティセンター	202.59	1989	H1	木造
	日守コミュニティセンター	135.26	1991	H3	木造
	梅谷コミュニティセンター	171.42	1999	H11	木造
	農村婦人の家	400.58	1981	S56	鉄骨造
	平尾転作研修所	203.02	1982	S57	木造
	伊吹転作研修所	168.94	1983	S58	軽量鉄骨造
	谷転作研修所	196.59	1983	S58	木造
宮代転作研修所	128.36	1984	S59	木造	
表佐転作研修所	192.45	1984	S59	木造	
新井集落センター	210.76	1983	S58	木造	

資表 2-8-2 町民文化系施設の一覧 (2/2)

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	下町集落センター	201.44	1998	H10	木造
	敷原集落センター	100.2	1998	H10	木造
	林業センター	211.84	1981	S56	鉄骨造
	レンゲローズ集会所	64.17	2001	H13	木造
	綾戸8号集会所	129.6	1984	S59	木造
	駒引地区集会所	62.94	1973	S48	プレキャストコンクリート
	高瀬ヶ丘青少年集会所	62.94	1979	S54	プレキャストコンクリート
	西駒引集会所	180.35	1992	H4	鉄骨造
	東大滝集会所	140.77	1984	S59	木造
	南宮集会所	43.06	1978	S53	木造
	南森下集会所	32.4	1972	S47	木造
	南長畑集会所	109.52	1975	S50	木造
	駒引集会所	32.4	1972	S47	木造
	野庵集会所	147.4	1994	H6	木造
	永長集会所	62.94	1976	S51	プレキャストコンクリート
	葉生集会所	62.94	1978	S53	プレキャストコンクリート
	河原道集会所	62.94	1980	S55	鉄筋コンクリート
		43 施設	11,468.7		
文化施設	文化会館	3,835.95	1981	S51	鉄骨造
		1 施設	3,835.95		

資表 2-9 公営住宅一覽

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公営住宅	駒引町営住宅	668.12	1968	S43	木造
	野庵町営住宅	3,829.59	1992	H4	鉄筋コンクリート
	比女町営住宅	252.54	1974	S49	木造
	永長町営住宅	2,043.1	1976	S51	鉄筋コンクリート
	葉生町営住宅	2,265.99	1978	S53	鉄筋コンクリート
	河原道町営住宅	3,976.55	1978	S53	鉄筋コンクリート
	梅谷町営住宅	1,566.51	1974	S49	プレキャストコンクリート
	むつみ町営住宅	1,491.64	1975	S50	プレキャストコンクリート
	8 施設	16,094			

資表 2-10 公園一覽

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公園 (便所等)	西相川公園(便所)	10.76	2005	H17	木造
	コスモス公園(便所)	2.8	1993	H5	鉄筋コンクリート
	清水児童公園(便所)	15	1982	S57	鉄筋コンクリート
	神田西公園(便所)	3.45	1995	H7	鉄筋コンクリート
	地蔵公園(便所)	3.28	1994	H6	コンクリートブロック
	新井公園(便所)	8.64	1999	H11	鉄筋コンクリート
	森下遊園地(便所)	6.6	2002	H14	木造
	相川児童公園(便所)	54.97	2013	H25	木造
	8 施設	105.5			

資表 2-11 上水道施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
上水道施設	第1水源地	384.2	1959	S34	鉄筋コンクリート
	朝倉増圧ポンプ場	33.22	1982	S57	鉄筋コンクリート
	府中増圧ポンプ場	88.00	2010	H22	鉄骨造
	第2水源地	843.64	2006	H18	鉄筋コンクリート
	4施設	1,349.06			
簡易水道施設	栗原簡易水道水源地	28.6	1989	H1	コンクリートブロック
	菩提増圧ポンプ場	22.41	1992	H4	コンクリートブロック
	北部簡易水道浄水場	851.3	1990	H2	鉄筋コンクリート
	北部簡易水道取水場	15.75	1988	S63	補強コンクリートブロック造
	4施設	918.06			

資表 2-12 下水道施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
下水道施設	浄化センター	6,392.5	2000	H12	鉄筋コンクリート
	北部第一農業集落排水処理施設	118.64	1994	H6	鉄筋コンクリート
	伊吹農業集落排水処理施設	124.53	2001	H13	鉄筋コンクリート
	3施設	6,635.67			

資表 2-13 供給処理施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
供給処理施設	クリーンセンター	4,620.45	1997	H9	鉄骨造
	エコドーム	633.98	2012	H24	鉄骨造
	2施設	5,254.43			

資表 2-14 その他一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
その他	防災倉庫 (垂井地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (東地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (表佐地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (合原地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (府中地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (岩手地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	13.88	2005	H17	鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	13.88	2006	H18	鉄骨造
	防災倉庫 (東地区)	13.88	2006	H18	鉄骨造
	防災倉庫 (府中地区)	13.88	2006	H18	鉄骨造
	塚の宮 水防倉庫	69.85	1991	H3	鉄骨造
	表佐地藏橋 水防倉庫	21.1	1987	S62	鉄骨造
	鋤取 水防倉庫	21.1	1988	S63	鉄骨造
	町裏水防倉庫 (相川)	33	1954	S29	木造
	斎場	1,535.48	1993	H5	鉄筋コンクリート
	除雪車車庫	47.61	1983	S58	鉄骨造
	蜂焼倉庫	560.66	1968	S43	コンクリートブロック
	朝日プレハブ住宅	16.2	1977	S52	軽量鉄骨造
	垂井駅北便所	29.52	1995	H7	鉄骨造
	垂井駅南便所	36.07	1995	H7	鉄骨造
	垂井駅南駐輪場	252	1994	H6	鉄骨造
	垂井駅北駐輪場	658	1994	H6	鉄骨造
	垂井駅自由通路橋	543.96	1995	H7	鉄骨造
	24 施設	3,977.23			

3. 用語解説

用語解説 (1/4)	
用語	説明
あ インフラ長寿命化基本計画	<p>国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤などのインフラによって支えられています。その多くが昭和の高度成長時代に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えます。</p> <p>こうした状況に対応するため、平成25(2013)年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめ、示したのがこの計画です。この計画を受けて、インフラを管理する国や地方公共団体はインフラの維持管理・更新等について、行動計画及びインフラごとの個別施設計画を策定することになっています。</p>
か 簡易水道事業	<p>簡易水道事業とは、水道法上、飲み水を供給する水道事業のうち、給水人口が101人以上、5,000人以下の規模のものを言います。</p>
旧耐震基準	<p>昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたものです。</p>
行政財産	<p>町の財産のうち、土地や建物などの不動産は公有財産と呼ばれ、そして公有財産は「行政財産」と「普通財産」の2種類に分類されます。このうち行政財産は行政目的の定まった財産で、公用財産と公共用財産に分かれます。公用財産とは町が事業や事務を執行する上で直接使用する財産で、庁舎などがこれに該当します。公共用財産は公園や公民館、福祉施設などで町民の皆さんが共同で利用することのできる財産のことです。</p>
緊急輸送道路	<p>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のことをいいます。</p>
繰出金	<p>一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費をいいます。</p>
公共施設等更新費用 試算ソフト	<p>(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」にて開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトです。</p>
公債費	<p>町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。</p>
高齢者人口	<p>65歳以上の高齢者数のことで、65歳以上の高齢者の人口に占める割合を高齢化率と言います。</p>
公共施設等総合管理計画	<p>我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。こうしたことから、地方公共団体においては、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成26(2014)年4月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定することになる計画です。</p> <p>公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としており、垂井町においてはこの「垂井町公共施設等総合管理計画」がこれに該当します。</p>

用語解説 (2/4)		
用語	説明	
か	国勢調査	国勢調査は5年ごとに、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる統計調査のことで、日本国内に住んでいるすべての人・世帯が対象となります。平成27(2015)年に20回目の調査が行われ、この結果は国や地方公共団体が様々な施策を行う際の重要なデータとなります。
	固定資産台帳	固定資産台帳とは、固定資産・繰延資産を、その取得から減価償却費計算、そして、売却や除却といった顛末に至るまで、その経緯を個別資産ごとに管理する帳簿のことです。
	減価償却	長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。
さ	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、それまでの「管理委託制度」に替えて制度化されたものです。 (公の施設の管理は、従来の管理委託制度のもとでは公共団体や地方公共団体が出資する第3セクターに限られていましたが、指定管理者制度では、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させることが可能になりました。)
	新耐震基準	建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法により定められています。この基準は、昭和56(1981)年6月1日に導入され、それ以降の建築確認に適用されています。 新耐震基準は、震度6強から7程度に達する地震でも建物が倒壊・崩壊しないように設定されています。 新耐震基準以前の耐震基準を旧耐震基準と呼んでいます。
	水道事業	一般の需要に応じて水道によって水を供給する事業です。「水道法」(昭和32(1957)年法律177号)による水道事業には、給水人口100人以下のものは含まれず、給水人口5,000人以下の場合は簡易水道事業とよばれます。さらに、これらの水道事業者はその用水を供給する事業を水道用水供給事業といい、寄宿舍・社宅等の自家用水以外に100人以上に給水するものを専用水道といいます。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を指します。
た	垂井町第5次総合計画	本町のまちづくりにおける最上位計画で、将来の都市像を「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」としています。基本構想は平成20(2008)年度から平成29(2017)年度までの10年間を、基本計画は基本構想と同じ10年間ですが、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、平成24(2012)年度に見直し作業を行い、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までを後期基本計画としています。
	垂井町人口ビジョン	本町における平成27(2015)年から平成72(2060)年までの目指すべき将来の方向性と人口の将来展望が提示されています。

用語解説 (3/4)

用語	説明	
た	長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
	特定財源	一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金などが該当します。
な	年少人口	年齢別人口のうち14歳以下の人口のことです。
は	バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁（バリア）を取り除くことをいいます。
	PFI	PFI（Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P（lan）＝計画、D（o）＝実行、C（heck）＝評価、A（ction）＝改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいいます。
	普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
	ファシリティマネジメント	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）によれば、ファシリティマネジメント（FM）を「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、FMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。FMの活用分野は、企業はもとより病院、学校、官公庁その他全ての事業体となっています。
	プレストレストコンクリート橋（PC橋）	あらかじめ応力を加えたコンクリート材及びPC鋼材を用いるので通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できます。これによって鉄筋コンクリートよりも、長い支間長（スパン）を可能にしています。
	ベンチマーク方式	施設のパフォーマンスを定量的に評価するとともに、優良事例（ベスト・プラクティス）を取り入れることで事業のパフォーマンス改善を促すツールとして用いられます。
ま	メンテナンスサイクル	点検→診断→措置→記録→（次回点検）というように維持管理のサイクルのことです。
や	ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、さまざまな人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方をいいます。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっています。

用語解説 (4/4)

用語		説明
ら	ライフサイクルコスト	ライフサイクルコスト（LCC）は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル（建設から解体まで）に係る経費の事をいいます。
	リスクベースメンテナンス	リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法です。ここでいうリスクとは、破損の起きやすさ（破損確率）と破損による被害の大きさ（影響度）の積として定義されています。
	留守家庭児童教室	就労等により保護者が昼間家庭にいない学童に対し、授業終了後や学校休業期間において、適切な遊びや生活の場を提供する場です。